
北区地域保健福祉計画

(平成29年度～平成38年度)

(2017年度～2026年度)

最終案

健やかに安心してくらせるまちづくり

平成30(2018)年1月



目 次（案）

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと性格	2
3 計画期間	4
4 策定体制	5
第2章 地域保健福祉を取り巻く現状・課題	7
1 北区の現状	7
2 保健福祉を取り巻く国や東京都の動向	21
3 地域保健福祉の推進にあたっての北区の現状と課題	27
第3章 地域保健福祉の基本方向	35
1 基本理念	35
2 基本目標	35
3 基本とする取り組み姿勢	36
北区地域保健福祉計画（平成29年度～平成38年度） 体系	38
第4章 施策の展開	41
基本目標1 健康でいきいきとした地域社会づくり	41
基本目標2 とともに支え合う地域社会づくり	48
基本目標3 安心して自立した生活が送れる地域社会づくり	57
第5章 計画の推進のために	73
1 地域保健福祉の担い手と役割	73
2 計画の進行管理	75
資 料 編	77
1 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱	77
2 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会委員名簿	80
3 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会検討経過	81
4 北区地域保健福祉計画（素案）に関するパブリックコメント実施結果	81
5 用語集	82
6 ワークショップ結果報告	86
7 社会福祉法（抜粋）	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は少子高齢化がさらに進み、人口減少社会となっています。一方で、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、生活困窮者が増えています。また、ライフスタイルの多様化や個人に対するプライバシーへの配慮などにより、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

北区ではここ15年ほど人口及び世帯が増加傾向にあります。近年は、転入・転出者がそれぞれ年間2万人をこえており、身近な交流やコミュニケーションの希薄化がうかがえます。地域における支えあいの機能が弱まりつつあることに加え、区民の価値観や、保健福祉に関するニーズも多様化・複雑化しています。

「地域共生社会」の実現にあたっては、個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出すことで、全ての地域住民が自ら主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるための基盤としての「地域力」が必要です。そのためには、地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのこと、区民をはじめとして、町会・自治会、ボランティア団体、社会福祉協議会を含む社会福祉法人、NPO法人、保健福祉事業を営む事業者等、地域に関わる様々な担い手が手を携え、地域にある課題を「我が事」として解決するための取り組みを進めていく必要があります。特に、地域における生活課題について、区民自らが積極的に関わり、地域の一員としてのつながりを大切にしながら、「支え手」と「受け手」が固定化されることなく、共に支えあいながら点から面への取り組みを通じて「丸ごと」受けとめることが重要といえます。

北区では、全ての人が地域で健やかに安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、子育てや、高齢者分野、障害者分野、保健・医療分野など保健福祉に係る様々な計画（以下「各個別計画」といいます。）が策定されています。

国や東京都の施策の動向や各個別計画における施策の見直しの状況、地域保健福祉計画の改定にあたり開催したワークショップでの区民の声などを参考に、各個別計画の理念をつなぐとともに、計画に基づき実施する施策を効果的に展開するため、区における地域保健福祉の総合計画として、今後10年間に対応するための『地域保健福祉計画』の改定を行います。

2 計画の位置づけと性格

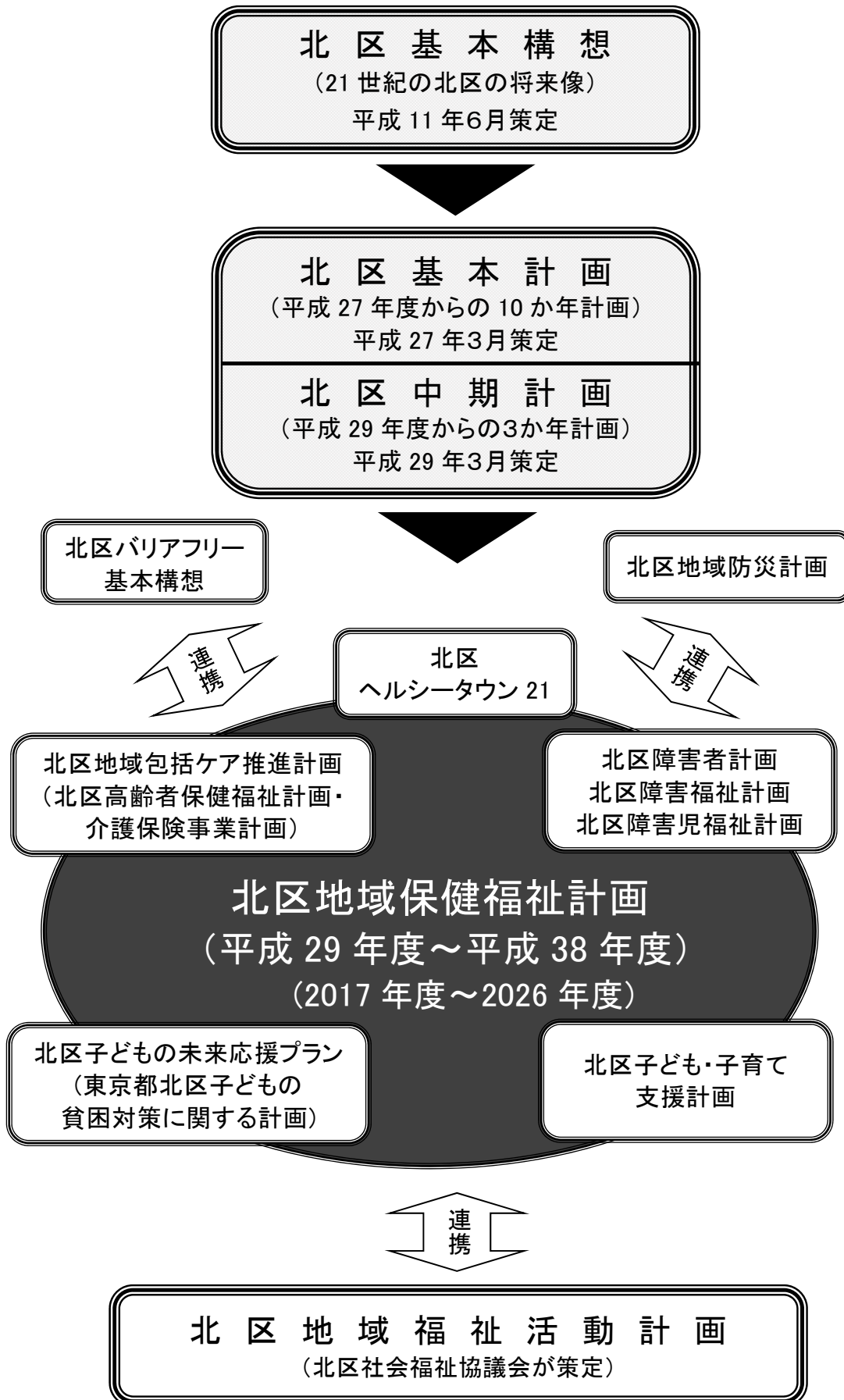
社会福祉の基本理念の一つとして、社会福祉法第4条で「地域福祉の推進」が掲げられています。さらに第107条において、市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項（P96参照）を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする、とされています。また、平成29(2017)年12月に厚生労働省が通知した、「地域共生社会における地域福祉の推進について」に、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示され、北区地域保健福祉計画はそれらに沿った内容となっています。

北区地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として、地域に存在する様々な課題の解決に向けた取り組みの方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本的な方向を示す役割を担うものです。

なお、北区では特に健康づくり施策に力を入れていることから、社会福祉法上の「地域福祉計画」に「保健」の語句を追加しています。また、北区地域保健福祉計画は、北区基本構想及び北区基本計画の考え方に即し、「北区地域包括ケア推進計画（北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「北区障害者計画・北区障害福祉計画・北区障害児福祉計画」、「北区子ども・子育て支援計画」、「北区ヘルシータウン21」、「北区子どもの未来応援プラン」等の個別の保健福祉部門計画に共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぐとともに、計画に基づく施策が地域においてより効果的に展開されるよう、取り組みの方向を理念的に示すものです。したがって、施策の目標量等の表示についてはこれらの各個別計画に譲り、各個別計画において現在取り組まれている、又はこれから取り組んでいく施策等を地域福祉推進の観点から分類し、紹介する内容になっています。あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関して区が取り組むべき施策の方向性等を示しているものです。

さらに、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置づけられている北区社会福祉協議会の策定した「北区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

計画期間は、平成 29(2017)年度から平成 38(2026)年度までの 10 年間とします。
 なお、社会状況の変化等に応じ、各個別計画における取り組みの成果を検証するとともに、新たな課題に対応するため、必要に応じて見直しを検討するものとします。

【本計画及び保健福祉関係計画の計画期間】

計画名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
北区地域保健福祉計画				→									
北区高齢者保健福祉計画	→			→									
北区介護保険事業計画		第6期 →		第7期 →									
北区障害者計画		→											
北区障害福祉計画		第4期 →		第5期 →									
北区障害児福祉計画					第1期 →								
北区子ども・子育て支援計画		→											
北区ヘルシータウン 21	第二次 →												
北区子どもの未来応援プラン (東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)				→									
北区地域福祉活動計画(北区社会福祉協議会)	→												

4 策定体制

(1) 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健福祉関係団体、区民代表委員など多分野から「北区地域保健福祉計画策定委員会」に参画いただき、平成 28 年度から 5 回にわたり協議を行いながら策定しました。

(2) 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会幹事会

北区地域保健福祉計画策定委員会の円滑な運営を図るため、行政内部の体制として関係課長職により構成される幹事会を設置して、各個別計画と連携した上で、施策・事業等の点検及び検討を行いながら策定しました。

(3) ワークショップの開催

北区地域保健福祉計画の見直しにあたり、区内の地域福祉の現状や課題、区民の意見等を把握し、検討の基礎資料とすること、また区民同士の交流の場とするとともに、地域福祉の担い手として、今後どのようなことができるか考えて頂く機会として、平成 29 年 1 月 14 日にワールドカフェ方式でのワークショップを区民に参画いただき開催しました。

(4) パブリックコメント（区民意見公募手続）

素案を北区のホームページ、区政資料室、区立図書館、高齢者あんしんセンター、地域振興室及び健康福祉課で公開し、広く区民の意見をいただきました。

第2章 地域保健福祉を取り巻く現状・課題

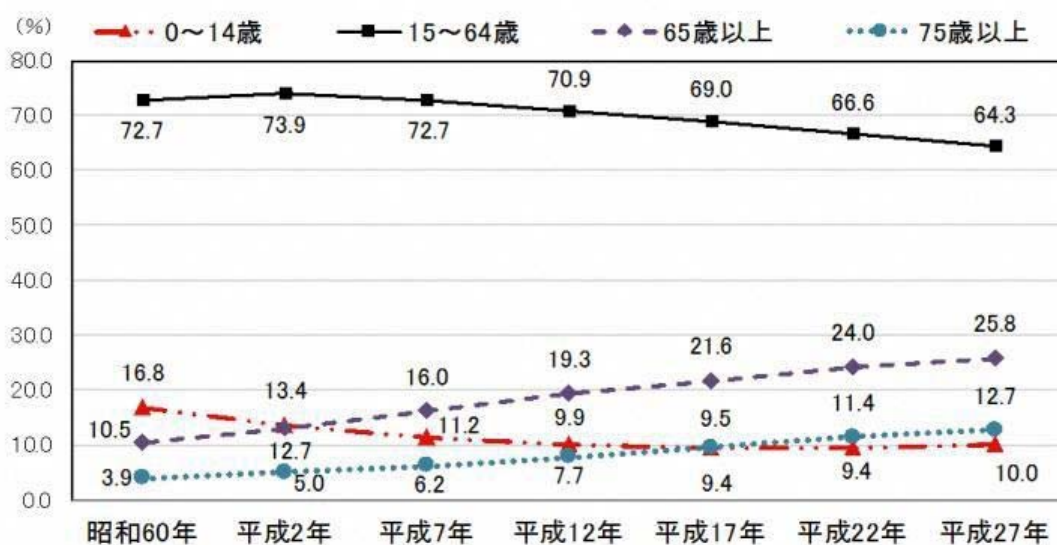
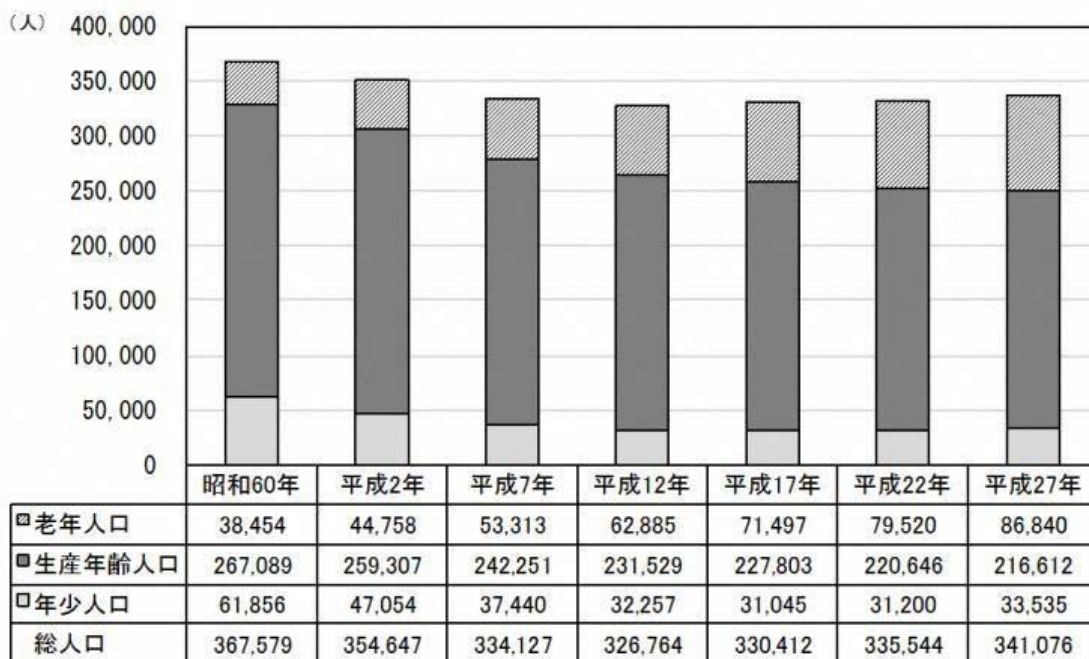
1 北区の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

①国勢調査による人口の推移

国勢調査で中期的な北区の人口の推移は、昭和60年からみると減少傾向でありましたが、平成12年を境に反転し、現在は増加傾向にあります。全人口に占める年齢構成比については、高齢者の人口比率が一貫して増加しており、平成27年には25.8%となっています。また、年少人口（0～14歳）についても、平成17年までは減少していましたが、その後増加に転じています。

【人口の推移】



※総人口に対する割合（年齢不詳は除く）

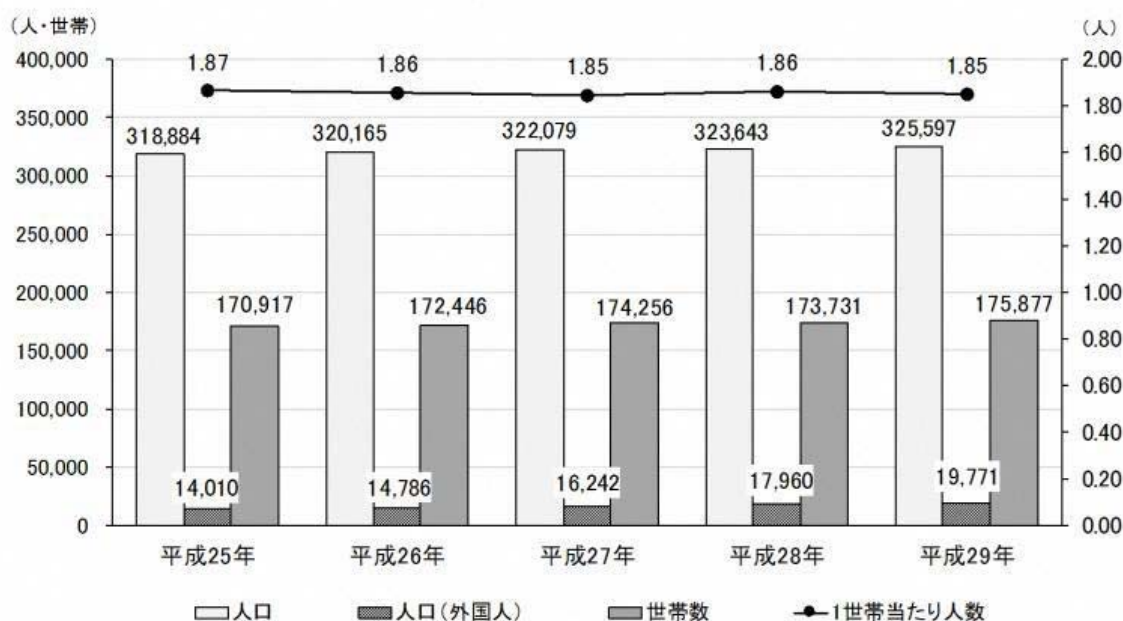
【出典：国勢調査】

②人口・世帯数の推移

住民基本台帳にみる北区の総人口（外国人除く）と世帯数は増加傾向で、人口は平成25年の318,884人から平成29年は325,597人、世帯数は平成25年の170,917世帯から平成29年は175,877世帯となっています。また1世帯当たりの人数は、平成25年は1.87人で平成29年は1.85人となっています。

外国人人口は増加傾向にあり、平成25年は14,010人でしたが、平成29年には19,771人と4割以上増加しています。

【人口・世帯の推移】

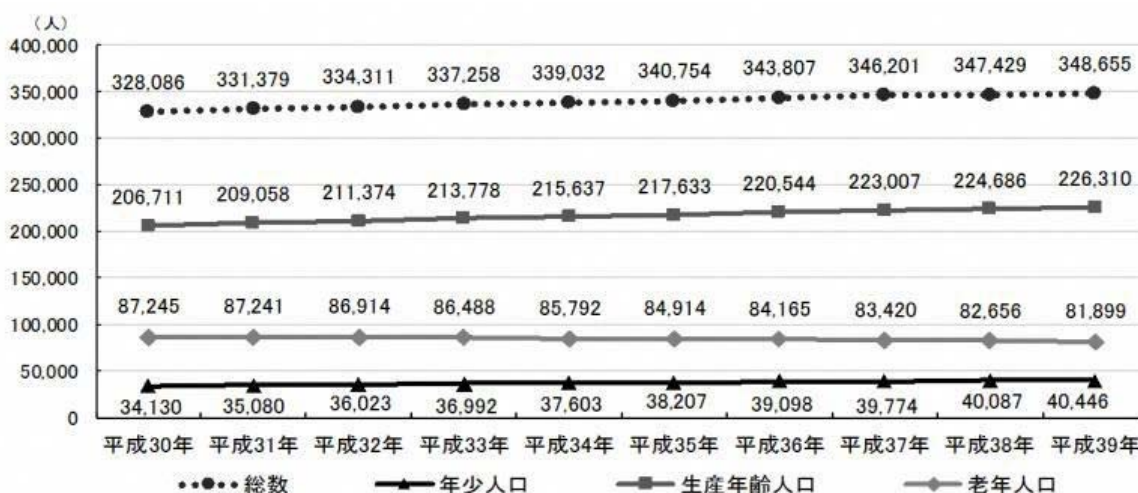


【出典：住民基本台帳・北区行政資料集】

(2) 将来人口の推計

『北区行政資料集（平成29年度版）』に示されている将来人口推計（日本人のみの数値）によると、今後もしばらくは北区の人口は緩やかに増加することが見込まれています。これは、大規模マンションの建設や団地の建替え等による社会増（転入者数が転出者数を上回る状態）と、それに伴う出生数の増加が要因と考えられます。

【将来人口の推移】



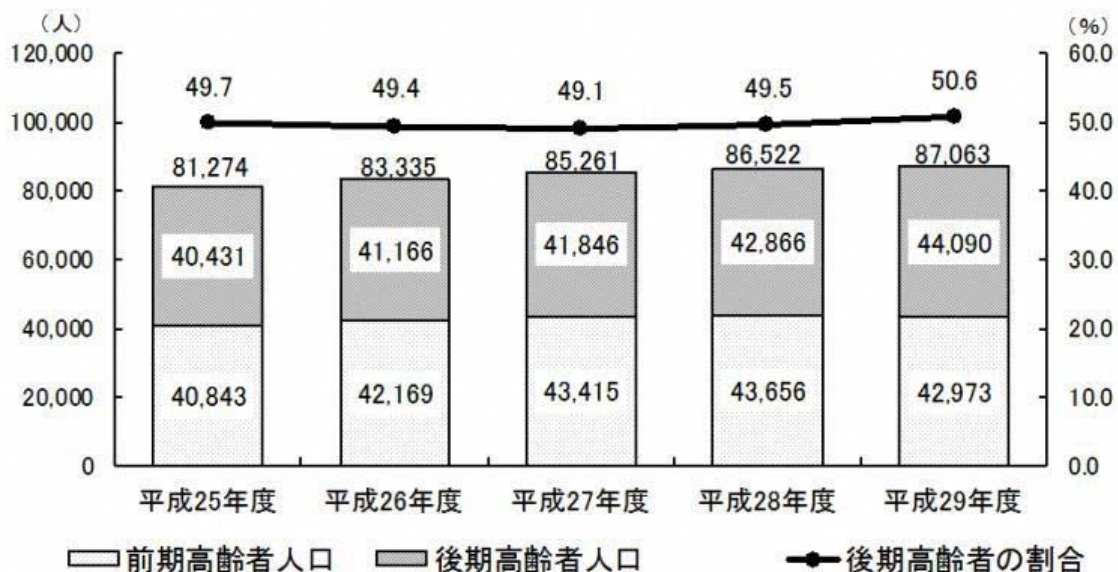
【出典：北区行政資料集】

(3) 地域で支援が必要な人の状況

①高齢者の状況

住民基本台帳にみる北区の高齢者人口（外国人除く）は増加傾向で、平成25年が81,274人でしたが、平成29年は87,063人と増加しています。また、高齢者のうち後期高齢者が占める割合は近年上昇をしており、平成29年には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、その割合は50.6%となっています。

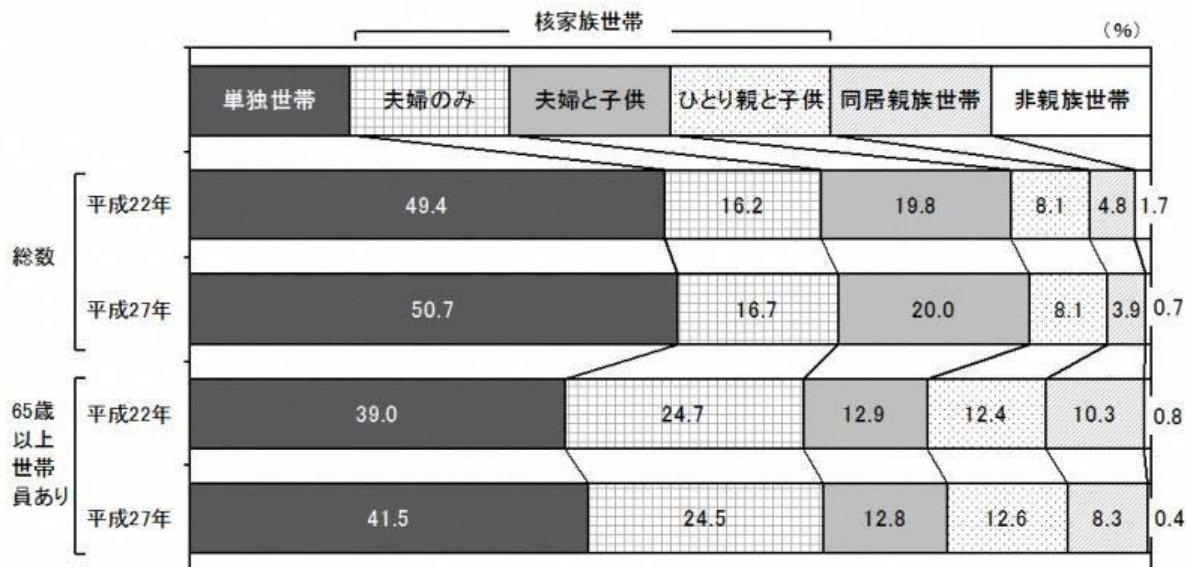
【高齢者人口の推移】



【出典：住民基本台帳】

世帯の動向をみると、単独世帯の割合が高い中でも、65歳以上の人がある世帯の4割以上が単独世帯であり、同居親族世帯（3世代世帯）が減少していることがわかります。

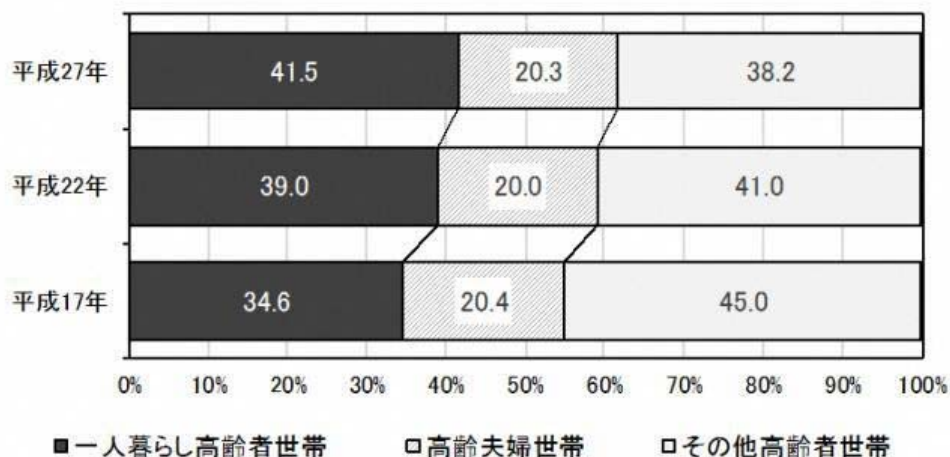
【世帯の状況】



【出典：国勢調査】

国勢調査によると北区の一人暮らし高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢者のいる世帯全体に占める割合も上昇傾向にあります。また、核家族化や近所づきあいの減少、地域の人間関係の希薄化などの影響で、高齢者の孤立が大きな社会問題となっております。

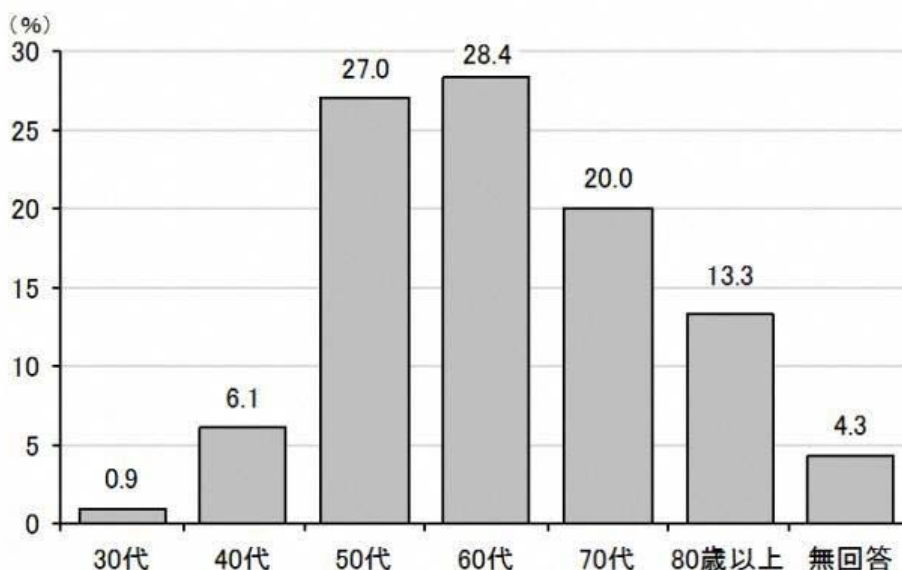
【高齢者のいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合】



【出典：国勢調査】

さらに、在宅で介護する家族等介護者の負担は大きく、特に介護者自身も高齢で健康に不安を抱えている老老介護の増加が大きな問題となっております。在宅介護実態調査の結果から、「主な介護者の年齢」を見ると、70歳以上が3割あまりを占めており、老老介護の状態になっているケースが既にかかなりの割合にのぼっていることがわかります。

【主な介護者の年齢】



【出典：北区在宅介護実態調査】

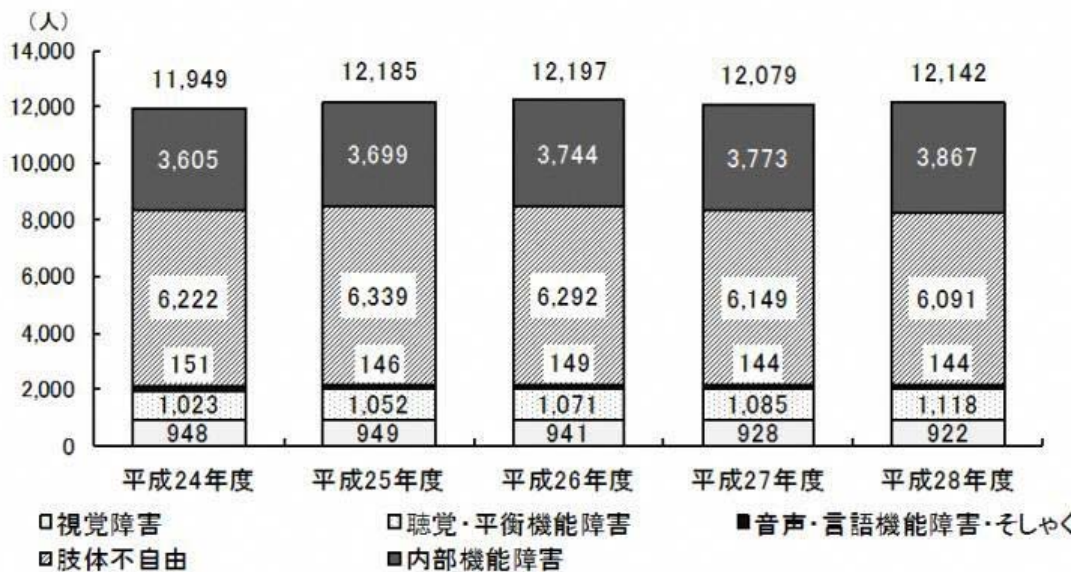
②障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年度毎に若干の前後がありますが、平成28年度は12,142人となっています。障害部位別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害と続いています。

知的障害者「愛の手帳」所持者数は、ここ数年増加しており、平成28年度は2,218人と、平成24年度と比べ約1割増加しています。

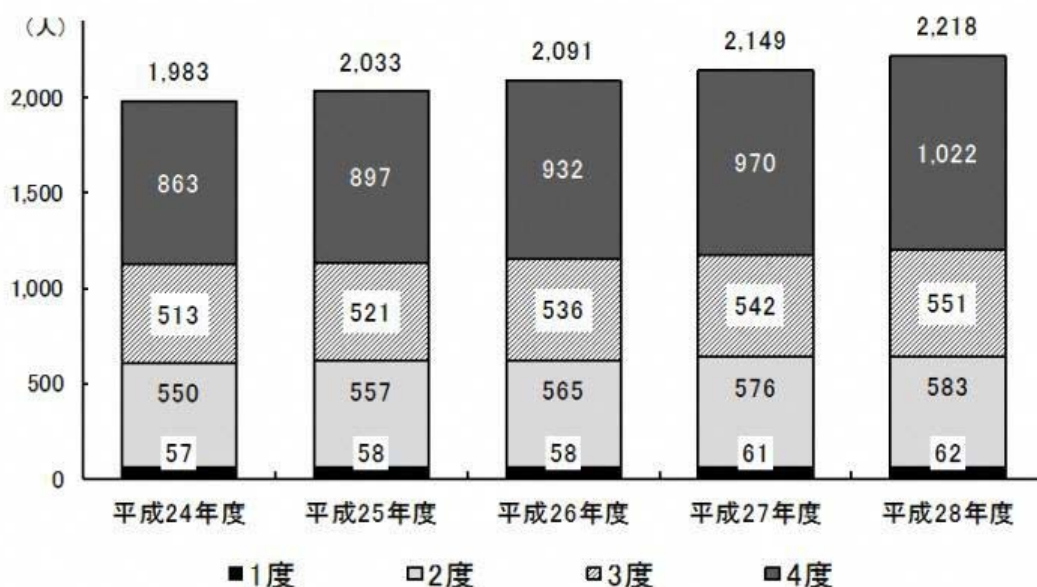
精神障害者保健福祉手帳所持者数もここ数年増加しており、平成28年度は2,678人と、平成24年度に比べ45%増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



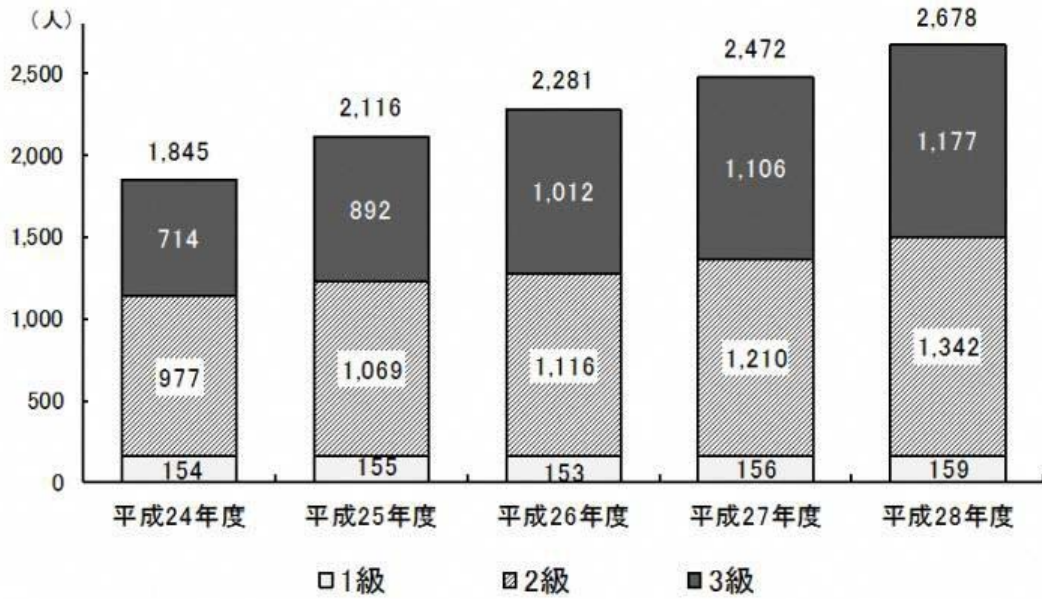
【出典：北区行政資料集】

【「愛の手帳」所持者数の推移】



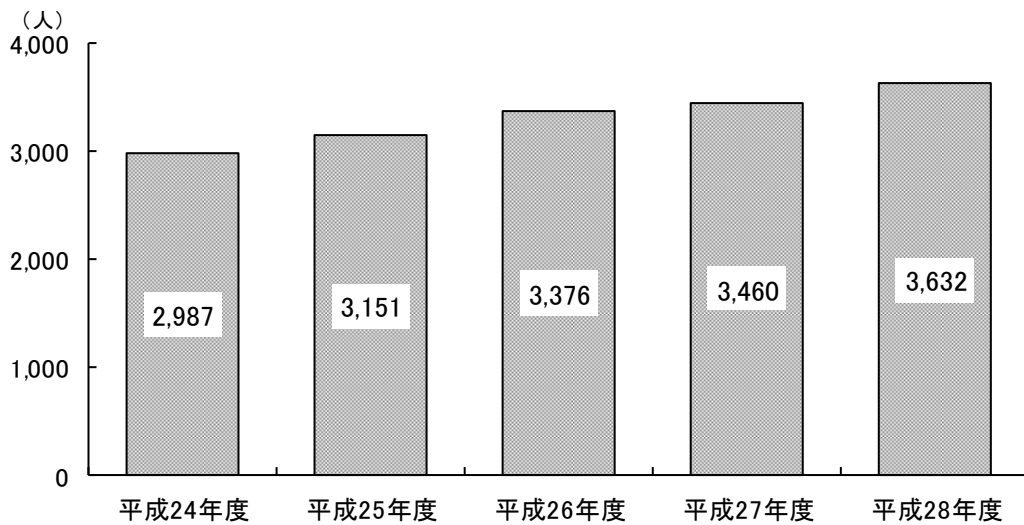
【出典：北区行政資料集】

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



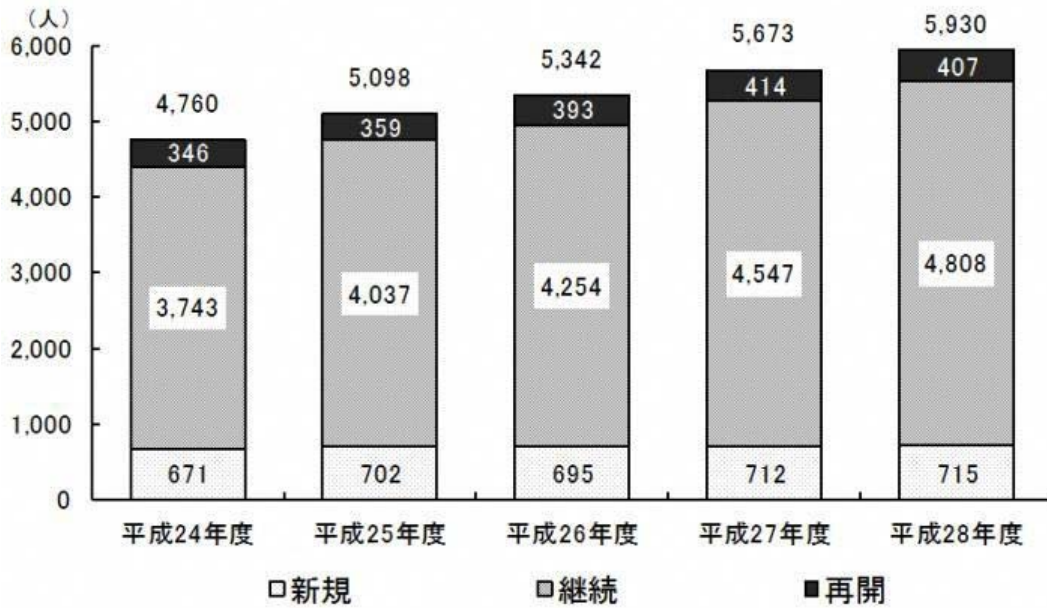
【出典：北区行政資料集】

【難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移】



【出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」】

【自立支援医療(精神通院医療)申請件数の推移】



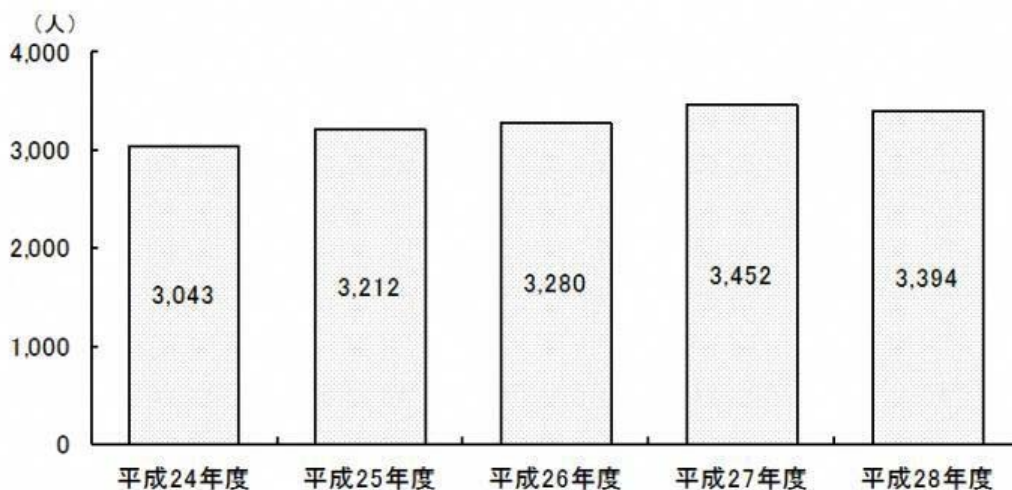
【出典：北区行政資料集】

③子ども・子育て家庭等の状況

母子健康手帳交付者数は、平成24年度では3,043人でしたが、年々増加し平成27年度では3,452人となりました。平成28年度は減少し3,394人となっています。

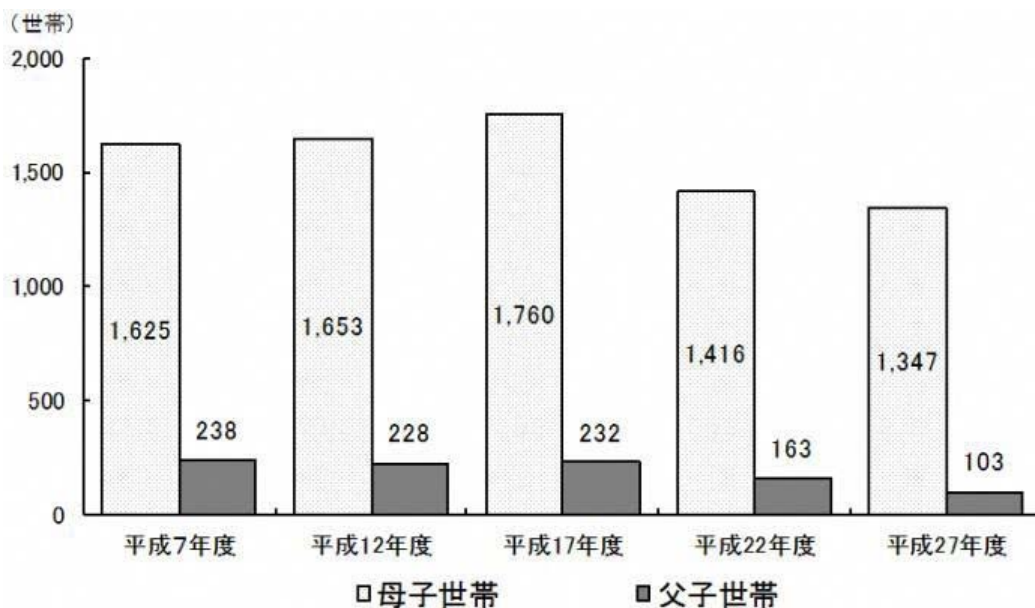
ひとり親(母子・父子)世帯数は、母子世帯の方が父子世帯より多く、平成27年度では母子世帯が1,347世帯、父子世帯が103世帯となっています。平成17年度をピークに減少傾向となっています。

【母子健康手帳交付者数の推移】



【出典：事務事業の概要と現況】

【ひとり親世帯数の推移】

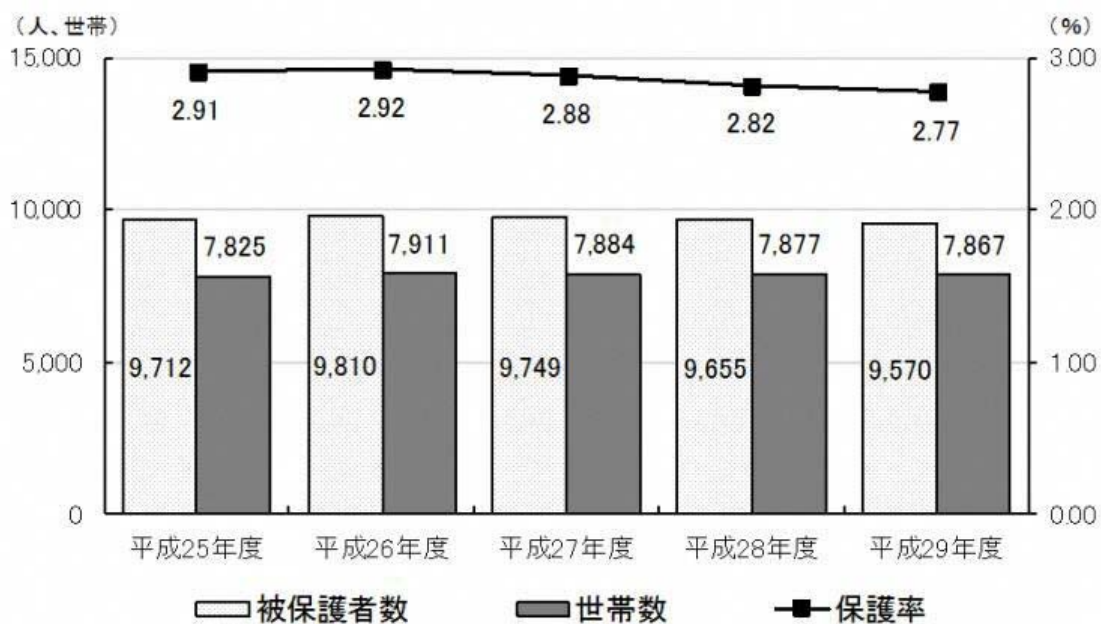


【出典：国勢調査】

④生活保護の状況

『北区行政資料集（平成29年度版）』によると、被保護者数は、平成26年度に9,810人まで増加しましたが、平成27年以降は減少傾向にあり、平成29年度には9,570人となりました。同様に世帯数も平成27年以降減少しており、平成29年度は7,867世帯、保護率は2.77%となっています。

【生活保護の状況の推移】



【出典：北区行政資料集】

(4) 地域活動への参加状況等

地域で支援を要する人が増加してきている状況では、地域の保健福祉を支える地域活動等への住民の参加が重要です。

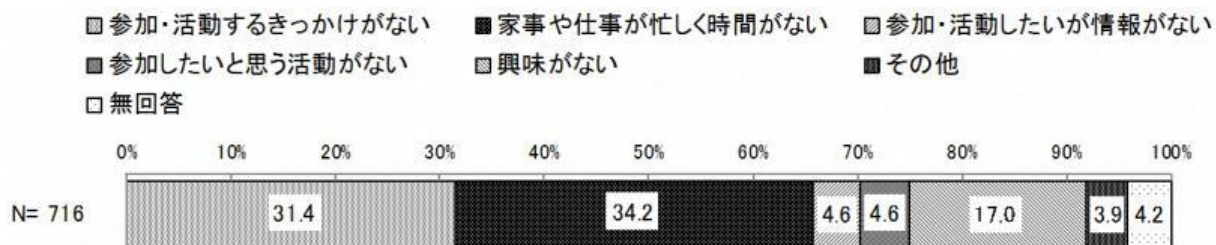
①区政への参加状況（平成28年実施の北区民意識・意向調査より）

「ない」が81.9%と多く、「ある」は15.2%です。

参加している人では、「町会・自治会活動」が67.7%と最も多く、「ボランティア活動」、「交通安全に関する活動」、「文化・芸術・スポーツに関する活動」、「防災に関する活動」が20%台、「子育てに関する活動」、「高齢者や障害者に対するサービス活動」は10%台となっています。



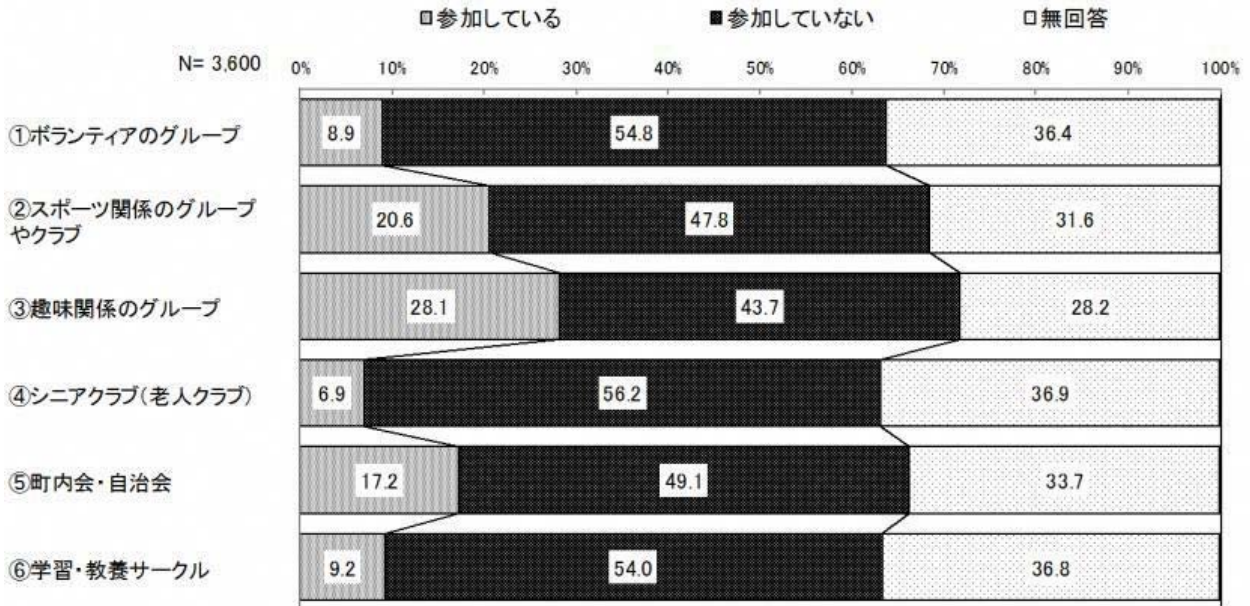
参加していない理由では、「家事や仕事が忙しく時間がない」が34.2%、「参加・活動するきっかけがない」が31.4%で多く、次いで「興味がない」が17.0%となっています。



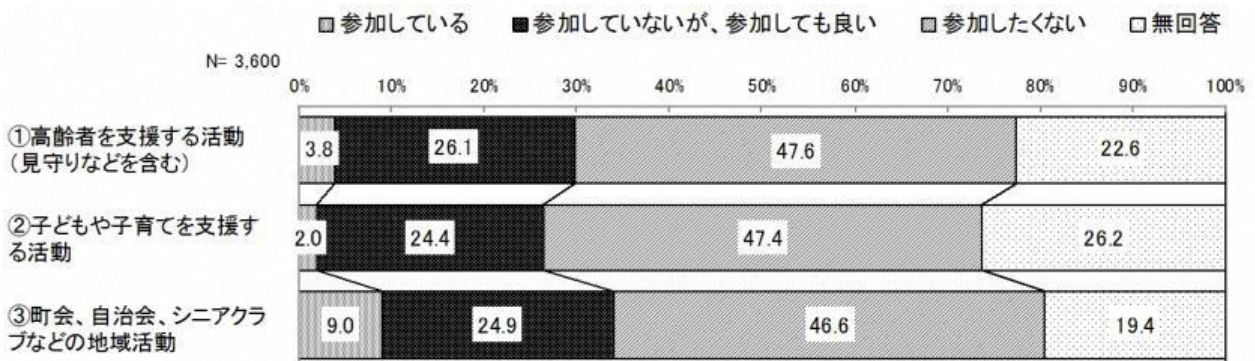
区政参画等のための重点施策として、「情報公開など開かれた区政の推進」が31.6%と最も多く、「多様な手段を活用した区政の情報発信」、「区民と一緒に計画を策定し事業を実施する」がともに20%台となっています。また、「特にない」は19.8%となっています。

②高齢者の地域活動への参加状況（北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査より）

各種活動には「参加していない」がいずれも多く、「参加している」は③趣味関係のグループ（28.1%）、②スポーツ関係のグループやクラブ（20.6%）、⑤町内会・自治会（17.2%）の順で多くなっています。

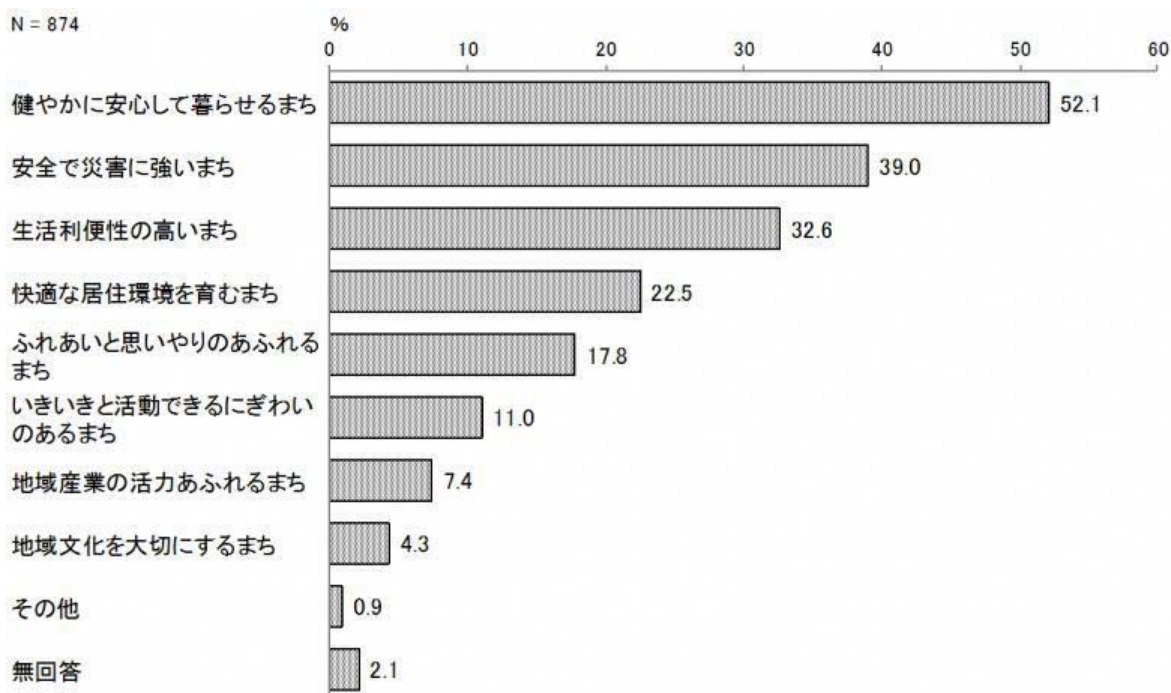


支えあい活動では、「参加している」では③町会、自治会、シニアクラブなどの地域活動が9.0%と、他の活動に比べやや多くなっています。「参加していないが、参加しても良い」では、いずれの活動も20%台半ばでほぼ同程度となっています。

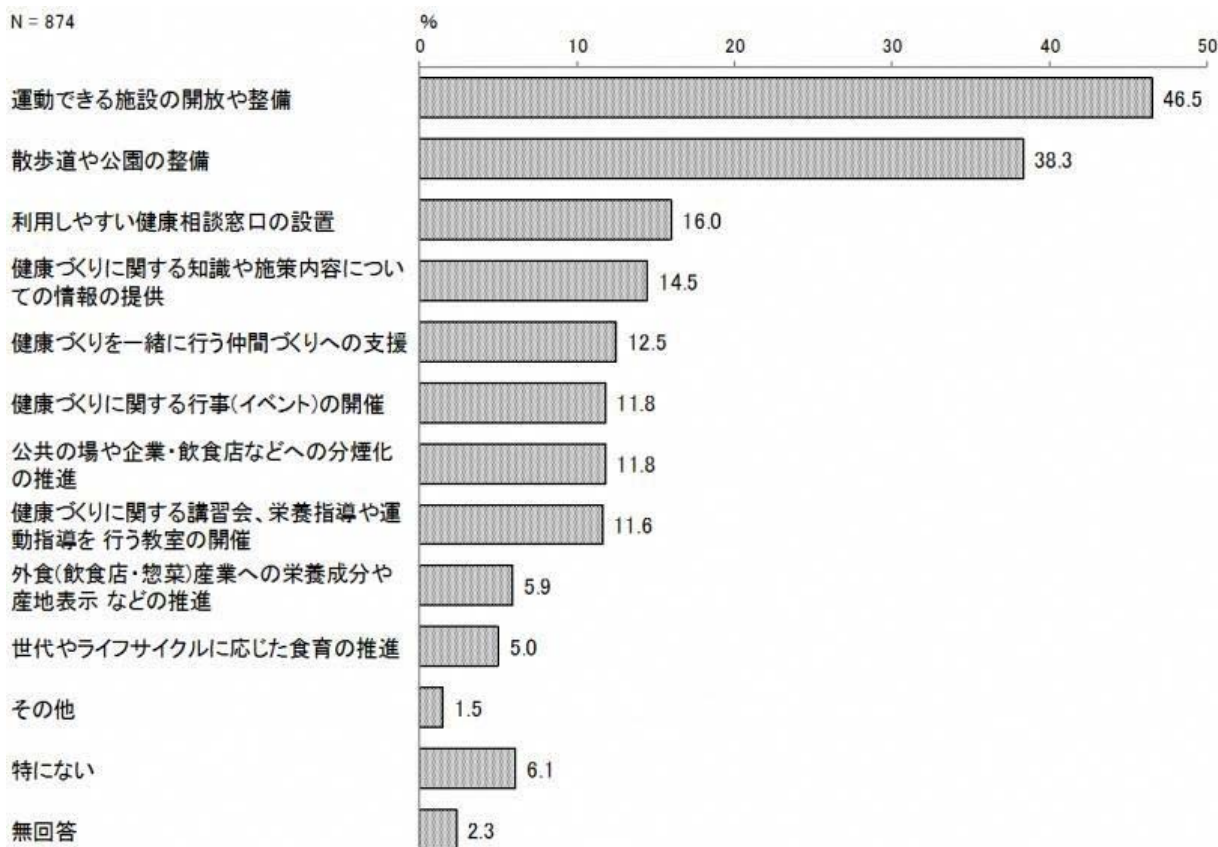


(5) 保健福祉施策の重要度（平成 28 年実施の北区民意識・意向調査より）

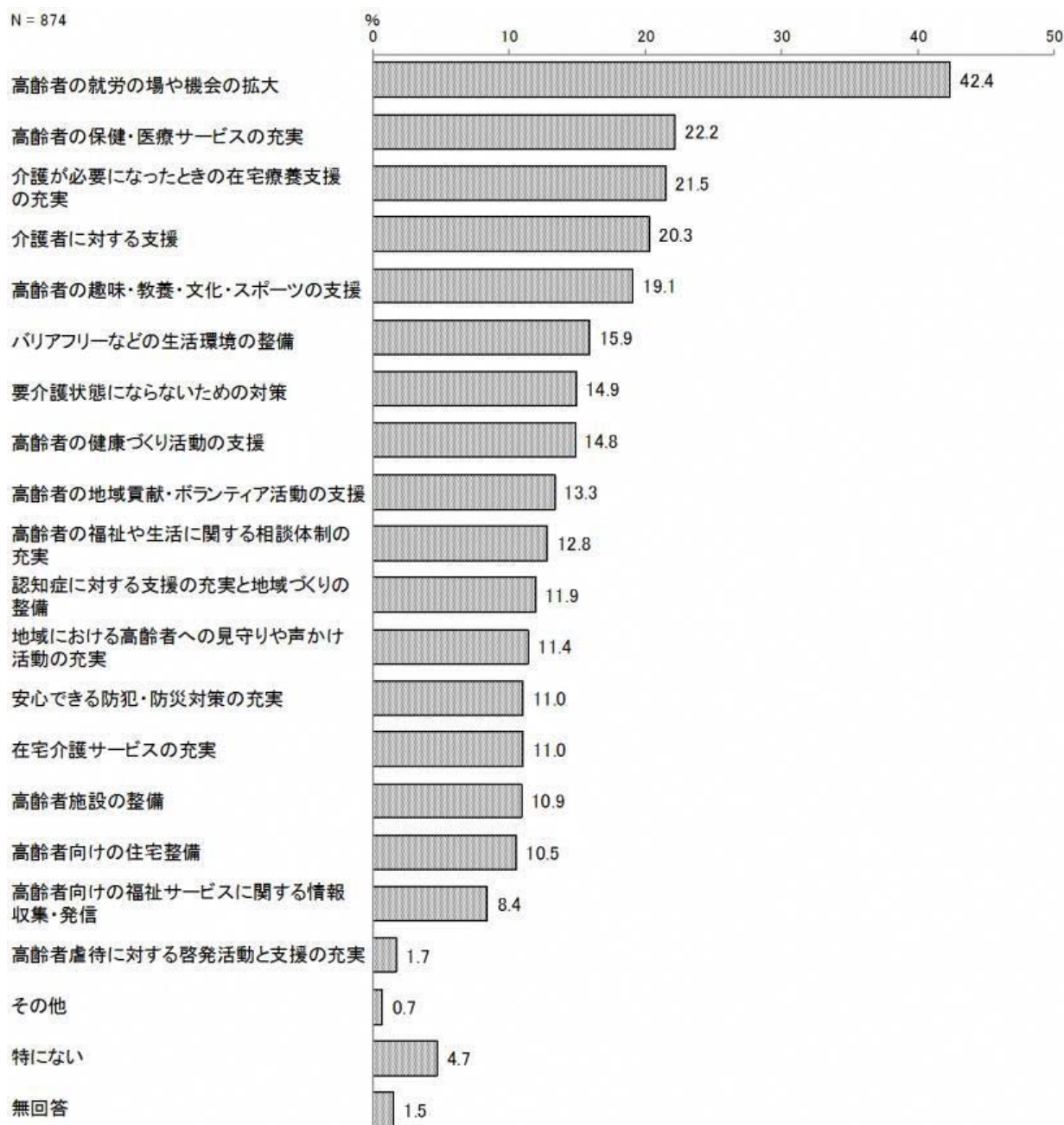
区民が考える北区の将来像としては、「健やかに安心して暮らせるまち」が 52.1%と最も多く、「安全で災害に強いまち」、「生活利便性の高いまち」がともに 30%台、「快適な居住環境を育むまち」が 22.5%となっています。



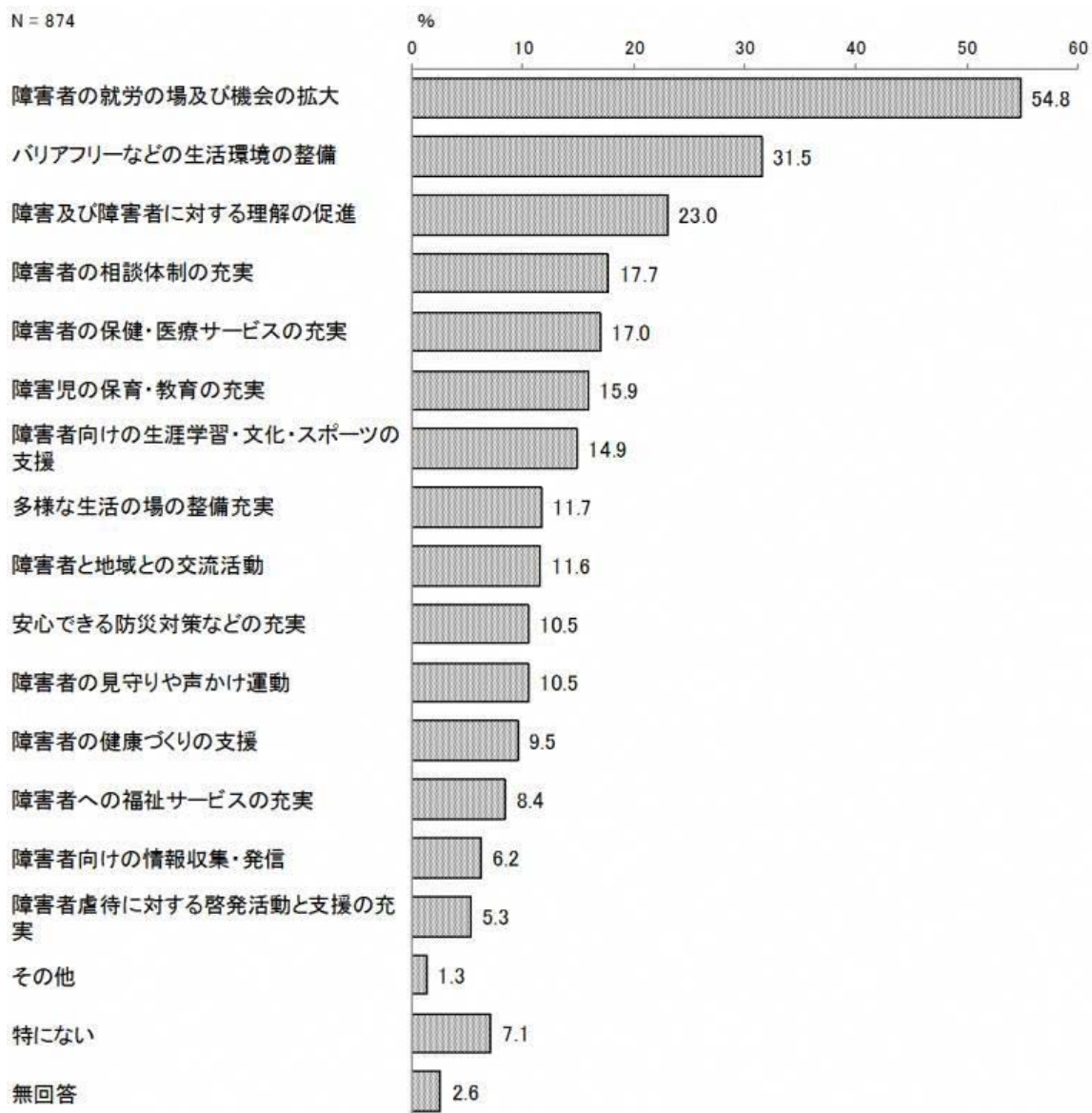
区民が健康づくりのために北区に求める重点施策としては、「運動できる施設の開放や整備」が 46.5%と最も多く、次いで「散歩道や公園の整備」が 38.3%となっています。



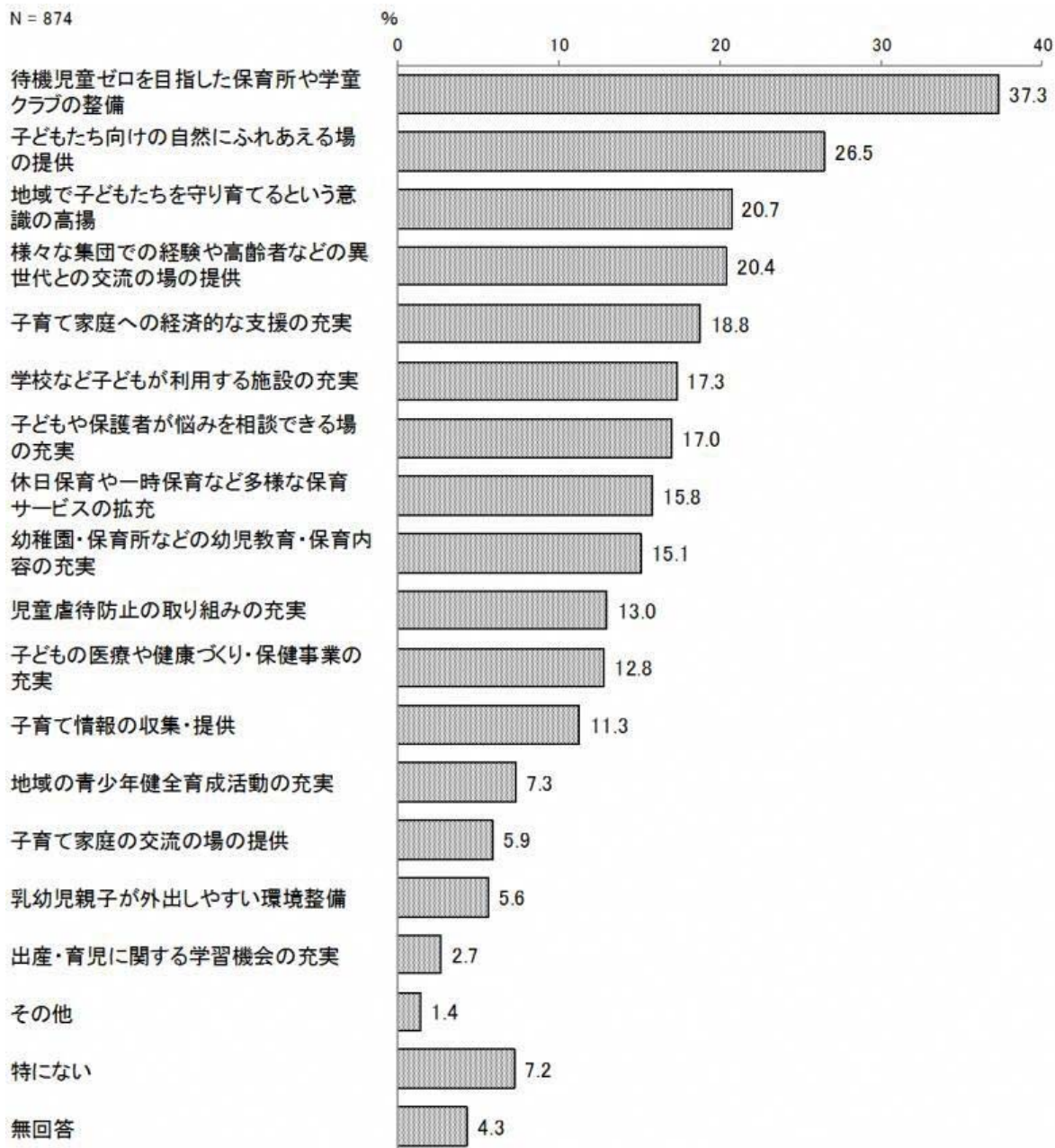
区民が高齢者のために北区に求める重点施策としては、「高齢者の就労の場や機会の拡大」が42.4%と最も多く、「高齢者の保健・医療サービスの充実」、「介護が必要になったときの在宅療養支援の充実」、「介護者に対する支援」が20%台となっています。



区民が障害者のために北区に求める重点施策としては、「障害者の就労の場及び機会の拡大」が54.8%と最も多く、「バリアフリーなどの生活環境の整備」が31.5%、「障害及び障害者に対する理解の促進」が23.0%で続いています。



区民が子育て支援のために北区に求める重点施策としては、「待機児童ゼロを目指した保育所や学童クラブの整備」が 37.3%と最も多く、次いで「子どもたち向けの自然にふれあえる場の提供」が 26.5%、「地域で子どもたちを守り育てるとい
う意識の高揚」、「様々な集団での経験や高齢者などの異世代との交流の場の提供」が 20%程度となっています。



2 保健福祉を取り巻く国や東京都の動向

(1) 地域包括ケアに関すること

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。国は、団塊の世代の大半が75歳をこえる平成37年を目途に市区町村が地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを構築することとしており、市区町村は在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進などの方策を盛り込んだ計画を立てることが求められています。
- 平成29年2月に厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」は、『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』を取りまとめました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくりつくる社会であり、その実現に向けて、①公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換、②『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換の2点をその方向性として改革を進めることとしました。
- 第7期介護保険事業計画（平成30年～32年度）の策定にあたり国が定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」においては、「高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化」、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の推進」、「平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保」、「介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進」、「『介護離職ゼロ』に向けたサービス基盤の整備」が計画策定のポイントとして掲げられています。
- 地域包括ケアシステムの構築にかかるさまざまな課題に対処するにあたって、地域の力の重要性がますます高まっています。あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進めることを通じ、公的な福祉サービスだけでは解決できない老老介護などの複雑化する課題に対応していく必要があります。

(2) 健康・保健・食育に関すること

- 平成25年度からの「健康日本21（第二次）」では、健康寿命や一次・二次予防の指標に加え、「健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標」として、「地域のつながり」が重視されています。
- 平成26年6月に労働安全衛生法の一部が改正され、事業者に対して労働者の健康保持の観点から、受動喫煙防止措置の努力義務を規定したほか、（改正規定は平成27年6月施行）国の「受動喫煙防止対策強化検討チーム」での検討をもとに、厚生労働省は、平成29年3月に「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」

を示しました。それらの動きを踏まえて、東京都は 29 年 9 月に、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の基本的な考え方を示しています。また、東京都議会では、議員提出議案として「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が可決され、本条例は平成 29 年 10 月 13 日に公布されました。

- 平成 28 年 4 月、国は「自殺対策基本法」の一部を改正し、自殺対策を生きることの包括的な支援として再構築し、その総合的、効果的な推進を図るために、地方公共団体は自殺対策計画を定めるものとししました。平成 29 年 7 月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、地域レベルの実践的な取り組みや、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進等を掲げています。これらをうけて、東京都は現在東京都自殺対策計画（仮称）の策定を予定しています。また、平成 29 年 4 月から、東京都地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村における地域の実情に応じた自殺対策推進のための情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を推進しています。
- 平成 28 年度からの「第 3 次食育推進基本計画」では、第 2 次食育推進基本計画までの方向を発展させ、「多様な関係者のつながり」、「連携・協働」、「食や世代の循環」がキーワードとして取り上げられており、若い世代への食育や地域での食育の推進に加え、食文化の伝承や、食品ロスの軽減等、環境へも配慮した食育の推進が掲げられています。また、東京都の食育推進計画は、平成 28 年に改正されており、平成 32 年度までの 5 年間に家庭で食を学ぶ機能の低下や消費と生産現場との乖離など 3 つの課題に着目し、生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進や食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備など 3 つの取り組みの方向に基づいて整理しています。

(3) 生活困窮に関すること

- 近年、生活保護受給者数の増加とともに、生活保護を受給していなくとも、現に生活に困窮している方が増加しています。また、生活保護受給世帯のうち約 25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給していたという、いわゆる「貧困の連鎖」も社会問題化しています。こうしたなか、生活保護に至る前の段階で支援を行うことを目的とした「生活困窮者自立支援法」が、平成 27 年 4 月に施行されました。
- 法に基づく事業等のうち、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」は、福祉事務所設置自治体が必ず行う事業等として位置づけられ、自立相談支援事業については、この制度における要の事業として実施されています。その他の事業（就労準備支援・一時生活支援・家計相談支援・子どもの学習支援）は、任意事業として位置づけられ、福祉事務所設置自治体の判断により実施されています。
- 子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進すること

が方向づけられています。

(4) 地域医療に関すること

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成 26 年 6 月に成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法が改正され地域医療構想が導入されました。
- 東京都は、平成 28 年 7 月に東京都地域医療構想を策定し、二次医療圏を基本とした構想区域毎に、平成 37(2025)年の機能区分毎の病床数の必要量と、その達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めました。また、「東京の 2025 年の医療～ランドデザイン～」として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、その実現に向け、「①高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展」「②東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築」「③地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」「④安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成」の 4 つの基本目標を掲げ、取り組みを推進することとしています。
- 「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により、在宅医療の需要は大きく増加すると見込まれており、2025 年に向けての在宅医療等の新たな需要は、日本全体で約 30 万人程度増加すると見込まれています。

(5) 防災・防犯に関すること

- 東日本大震災の発生や各地域での自然災害等により、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されました。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われています。
- 災害対策基本法の改正では、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策が求められていること、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の利用及び提供について新たに規定されています。
- 刑法犯の認知件数は平成 28 年には戦後最少となりましたが、治安の悪化に対する意識は高くなっています。地域を安全なまちにするためには、防犯灯、防犯カメラなどの設置、防犯パトロールや安全マップづくりなど地域と連携した活動が求められており、特に防犯カメラの設置は、犯罪後の捜査だけではなく、犯罪抑止にも効果があります。一方で、区民のプライバシー権等、権利利益を損ねるおそれがあることから、適切な設置、管理運営、周知が求められます。

(6) バリアフリーに関すること

- バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進しています。平成 23 年に改正された基本方針に基づいたバリアフリー化の数値目標の達成に向けて、自治体及び各事業者が公共交通施設や建築物等のバリアフリー化に取り組んでいます。
- 平成 29 年 2 月に決定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」において、バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、そのスパイラルアップを図ることが示されています。

(7) 高齢者に関すること

- 日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っており、今後本格的な人口減少社会が到来するものと見込まれています。一方、高齢化率は、近年上昇傾向が続いており、平成 29 年 1 月 1 日現在 27.4%（総務省統計局）と過去最高を記録しています。
- 認知症のある高齢者は推計で高齢者全体の 15%、2012 年時点で約 462 万人（厚生労働省研究班調査）を数え、2025 年には 730 万人へ増加し、65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症を発症すると推計されています。政府は平成 27 年 1 月、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定。①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視を柱に、12 の関係府省庁による横断的な対策を打ち出しました。
- 平成 29 年 5 月に成立した介護保険法改正で、介護保険法において新オレンジプランの考え方が法律上にも位置づけられ、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」「認知症の人の介護者への支援の推進」「認知症及びその家族の意向の尊重の配慮」の 3 つを重点的に取り組むこととされました。
- 国の「ニッポン一億総活躍プラン」では、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジとして「働き方改革」が位置づけられ、高齢者の就業促進をテーマに含む「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。具体的には、健康づくりやフレイル対策を進めつつ、シルバー人材センターやボランティア等、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を確保すること等が盛り込まれました。
- 東京都では、高齢者の方が地域で安心して生活できるよう、都内で広域的に活動する民間事業者と高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施や、認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力、消費者被害の防止、高齢者施策及び地域活動支援への協力などを内容とする「高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しています。

(8) 障害者に関すること

- 平成 23 年に「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の禁止などが規定されました。
- 平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待が疑われる場合の通報の義務が課されました。
- 障害者自立支援法が「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、平成 25 年から施行されています。制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。
- 平成 25 年 9 月に「第 3 次障害者基本計画（計画期間平成 25～29 年度）」を公表、「障害者の権利に関する条約」は平成 25 年 12 月の締結のための国会承認、平成 26 年 1 月の条約の公布を経て 2 月より我が国に効力が生じることとなりました。
- 平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定（平成 28 年 4 月施行）され、障害者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど、障害者の人権を守り、自立と社会参加を促す取り組みが進められています。
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、障害者スポーツへの関心の高まりが期待されているほか、「文化芸術の振興に関する第 3 次基本方針」（2011 年 2 月）や 2015 年 5 月に閣議決定された「第 4 次基本方針」による、社会的包摂との関連、また情報へのアクセシビリティ（入手しやすさ）等への取り組みが進められています。

(9) 子どもに関すること

- 平成 27 年度から導入された子ども・子育て支援新制度では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援策の構築が求められています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が定められ、平成 30 年度より市区町村で障害児福祉計画の策定が義務づけられました。
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」において母子保健法第 22 条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、国は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同センターについて、全国展開を目指して取り組むとしています。

(10) 外国人に関すること

- 平成 28 年末現在の在留外国人数は 238 万 2,822 人となり、前年末に比べ、15 万 633

人(67%)増加し過去最高を更新し、日本の総人口に占める割合も過去最高の 1.76% となりました。また、訪日外国人数は、平成 28 年末現在で約 2,404 万人と、10 年前と比較して約 3 倍に増加。2020 東京オリンピック・パラリンピック等、国際的に関心の高いスポーツイベントの開催により、訪日外国人数のさらなる増加が見込まれます。

- 長期間在留する外国人の高齢化が進んでいる実態もあります。ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えています。また、外国人観光客の医療通訳のニーズも増えています。
- 災害発生時においては、外国人は情報伝達の点で災害弱者となる可能性があります。災害等への対応や緊急時の外国人住民の所在把握など、外国人住民を「支援される側」として捉えた施策（公助）が求められています。
- さらに進んで、防災に関する知識の習得や意識啓発による外国人住民の自助力の向上を目的として、地域ぐるみの訓練等を通じ、外国人住民を地域の一員として日本人住民と共に「支援する側」（共助）として捉えた先進的な取り組みも行われるようになっていきます。

（11）成年後見に関すること

- 日常生活において判断能力が十分でない人が社会全体によって支えられ、必要な支援を受けることで安心して自立して生活できるために、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 5 月に施行されました。
- 国においては、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、その基本計画における区の取組みとして、区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定や地域連携ネットワークづくりの積極的な推進及び成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

（12）地域の活動の推進に関すること

- 近年、高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、悩みを打ち明けられず社会的に孤立する人や世帯が増えています。不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届く地域における支え合いが必要です。また、制度の狭間のニーズや課題への対応や、地域にける公益的な活動の中心として、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人と行政や地域との連携が求められています。
- 社会福祉法が平成 28 年に改正され、社会福祉法人の役割として、「地域社会への貢献」が、透明性の確保とともに重要な視点として打ち出されました。また、福祉人材の確保の促進も課題としてあげられています。
- また厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけています。

3 地域保健福祉の推進にあたっての北区の現状と課題

(1) 地域包括ケアに関すること

- 北区の高齢化率は、介護保険制度が始まった平成12年には19.2%でしたが、平成29年には25.4%に上昇しており、23区で一番高くなっています（高齢化率はいずれも1月1日現在（平成29年は住民基本台帳法の改正に伴い、外国人人口を含む））。今後は横ばいから緩やかな下降に転じるものと推計されていますが、当面は高い水準で推移するものと見込まれています。また、医療と介護のニーズが増加する後期高齢者人口（75歳以上）は増加傾向にあります。平成29年には前期高齢者人口（65～74歳）を上回り、今後も高齢者全体に占める後期高齢者の割合の上昇が見込まれていることから、北区の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築が急務といえます。
- 地域包括ケアシステム構築の中心となる高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の機能強化を図るため、平成28年10月に高齢者あんしんセンターを2か所新設して17か所とするとともに、担当地域を地域振興室の管轄区域と同一とする再編を行いました。高齢者あんしんセンターでは、高齢者に関する総合的な相談や各種サービスの調整などを行うとともに、地域の人材や地域のネットワークとの連携を一層深め、地域全体で高齢者を支える体制を構築しています。
- 介護と医療の連携については、北区在宅介護医療連携推進会議の設置や多職種連携研修の開催、在宅療養相談窓口の設置、協力支援病床確保事業など、医師会をはじめとする様々な関係団体と連携しながら、取り組みを推進してきました。今後も取り組みの一層の深化と拡充を図る必要があります。
- 北区の要介護・要支援認定者数（第1号被保険者のみの人数）は増加傾向が続いており、平成29年9月末の時点で18,264人となっていますが、平成37年には26,927人と増加が見込まれています。また、高齢者人口に占める認定者の割合も上昇しており、平成37年には約30%と、概ね高齢者の3人に1人は認定者になるものと見込まれています。特に近年は軽度者の割合が上昇傾向にあります。高齢者が住み慣れた地域で、高齢者自身のもつ能力に応じて自立した日常生活を送るためには、要介護や要支援状態となることの予防または要介護や要支援状態の重症化防止に向けた取り組みが重要とされています。
- 北区では、政策目標である「長生きするなら北区が一番」の実現に向けて、平成30年度を初年度とする高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画等の各種計画に掲げる事業の効果的・効率的な執行体制の整備及び北区版地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制を強化するため、高齢福祉部門を中心とする組織改正について検討し、平成30年4月から実施することとしました。

(2) 健康・保健・食育に関すること

- 平成 26 年 3 月、新たに示された国の健康増進計画の基本方針や東京都の健康増進計画策定をふまえ、区民の主体的な健康づくりを総合的に支援し北区の健康づくりを推進するための具体的な取り組みを示す「北区ヘルシータウン 21（第二次）」を策定しました。基本目標を「みんな元気！いきいき北区」とし、「健康づくりの推進」・「健やか親子」・「食育の推進」の 3 分野における取り組みを推進し、子どもから高齢者まで、全ての区民が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目標としています。今後は、国や東京都の計画と整合性を図りながら、社会環境の改善に向けた受動喫煙防止対策と新たに自殺対策も加えて「北区ヘルシータウン 21（第二次）」の見直しを行います。
- 平成 29 年 7 月、北区は味の素株式会社と、「東京都北区と味の素株式会社との区民の健康づくりに関する包括連携協定」を締結しました。健康寿命の延伸プロジェクトの一環として、平成 25 年度から 3 年間、人間総合科学大学と味の素（株）が共同で実施する「高齢者の要介護を予防する栄養改善手段の開発に関する研究」に協力し、リーフレットの作成や講演などを行ってきました。これまでの協力関係を発展させて、健康増進・食育・栄養分野を中心として、特に若い世代の健康づくりの推進にともに取り組みんでいきます。今後は同社が世界で活躍するアスリートの強化施設等で展開している栄養マネジメントプログラム「勝ち飯®」を活用した食育活動、子どもの食事に関する栄養サポート献立提案、食育フェアなど区が行うイベントへの協力や新型栄養失調予防など連携を強化していく予定です。

(3) 生活困窮に関すること

- 平成 28 年度に子どもの貧困の実態把握に関するアンケートを実施しました。貧困線を下回る世帯で生活している子どもの割合は、18 歳未満の子どもがいる世帯では 8.1%となり、およそ 3,300 人と推計されます。
- 平成 29 年 3 月、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を策定。子どもの貧困に関する実態や課題を把握のうえ、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための 3 つの柱に基づき、実効性の高い施策の展開を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を強化するため、平成 27 年 3 月、北区くらしとしごと相談センターを設置。北区社会福祉協議会と民間事業者への委託により、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を実施しています。自立相談支援においては、包括的な支援の入り口として、経済的困窮の課題を抱えるかどうかに関わらず、相談者に寄り添いながら伴走型の支援をしています。
- また、生活困窮者自立支援法に基づく、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象とした、子どもの学習支援事業を行っています。

(4) 地域医療に関すること

- 北区の東京都地域医療構想における病床整備区域は板橋区、豊島区、練馬区とともに区西北部区域となっています。区西北部保健医療圏において、医師会、行政、関係団体とともに調整会議を行っています。
- 区内の一般診療所の施設数は252か所、病院は20か所、歯科は252か所、薬局は171か所となっています。人口10万人あたり施設数は、病院以外は全国平均と比べ高くなっています。また、病床数は一般診療所病床が108、病院病床が2,595となっております。こちらは全国平均より低くなっています。(平成28年10月現在の地域内医療機関情報の集計値)
- 今後、高齢化の進展、特に後期高齢者及び要介護高齢者の増加や、地域医療構想による病床の機能分化・連携等により、在宅医療の需要がさらに増加することが見込まれており、その対応が求められています。

(5) 防災・防犯に関すること（地域防災や防犯等安心安全に関すること）

- 平成24年度に「東京都北区地域防災計画」を改定。地震対策編については、平成27年3月に時点修正を行いました。一方、風水害編については、伊豆大島や広島県での土砂災害など近年の風水害を教訓にするとともに、荒川等の氾濫による大規模災害を含めた水害について対策を講じられるよう平成27年3月に改定。東日本大震災以来、区政の優先課題の一つである「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力で取り組む」という姿勢のもと、都市基盤としての災害対応力と、人的資源による地域防災力の向上を図っています。北区避難行動要支援者名簿の整備及び情報提供に必要な本人同意の取得や福祉避難所の機能強化を推進しています。平成29年3月に震災対策編及び風水害対策編を修正。平成29年度に震災対策編及び風水害対策編を改定し、主に熊本地震の教訓や気象災害等に係る災害対策の見直しを図ります。
- 平成28年における区内の火災件数は82件あり、罹災者の多くは高齢者など要配慮者となっています。このため、消防署では建物内での火災等の危険性をチェックする防火防災診断を行っていますので、区はこの事業実績が高まるよう協力をしています。また、火災によって住家を失った罹災者のなかには、在宅介護の方がおり、応急的な部屋の確保が難しい事例が増えているため、一時滞在できる部屋の確保を検討します。
- 荒川に大きな被害を及ぼしたカスリーン台風から70年を迎え、あらためて荒川の洪水に対する意識啓発が重要になっています。北区洪水ハザードマップでは、北区の約半分が水害による被害を受け、浸水深は最大5mをこえます。洪水のおそれがある場合、高台への避難が前提となりますが、高齢者や障害者など避難行動要支援者については、避難路の選択に戸惑ったり、避難に時間を要することが想定されますので、区民を対象とした高台への避難訓練を検討します。
- 刑法犯認知件数については、ここ数年減少傾向ではありますが、地域における防犯カメラの設置や各種パトロールなど、区、地域団体や警察などの関係機関と連携した

から、地域の安全・安心の確保に努めています。

- 公園利用における安全性の向上を図るため、平成29年度より防犯カメラの設置を開始しています。今後、防犯カメラの必要性や整備効果の高い公園及び児童遊園において設置を推進していきます。
- 平成28年6月に区が行った区民意識・意向調査では4人に1の方が、振り込め詐欺や侵入盗（しんにゅうとう）などの犯罪に対して日常的に不安を感じると答えています。

(6) バリアフリーに関すること

- 平成28年3月に『北区バリアフリー基本構想【全体構想】』を取りまとめました。現在、高齢者や障害者等によるまちあるき点検などを踏まえた地区別構想の策定を進めており、平成29年3月には赤羽地区の構想をまとめました。今後、滝野川地区、王子地区の地区別構想の策定、特定事業計画の策定、並行してこころのバリアフリーの取組などを実施します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境を整備するため、パラリンピック出場選手等から構成される検討会委員の助言を受け、スポーツ施設及びスポーツ施設までのルートのバリアフリー化に向けた調査・検討作業を9回に亘り実施し、平成27年9月に「区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会報告書（最終報告）」を作成しました。これを踏まえ、スポーツ施設のバリアフリー化を実施しています。

(7) 高齢者に関すること

- 北区の高齢化率は、平成29年4月1日現在、25.4%と23区の中で最も高くなっています。こうしたなかで、「長生きするなら北区が一番」を実現するために、誰もがいきがいを感じ、健康で長生きするための「健康寿命延伸プロジェクト」を推進するとともに、介護や医療の連携を深め、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるための「北区の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築」を推進していく必要があります。
- 平成28年12月に実施した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査によると、就労意向のある高齢者は30%をこえ、地域づくりへの参加意向のある高齢者も45%をこえています。こうした元気な高齢者が、地域社会の支え手としていきいきと活躍できる環境を整備するとともに、関係機関と連携した就労・就業支援の充実を図っていくことが必要です。
- 平成27年の国勢調査によると一人暮らし高齢者は41.5%に達しており増加傾向にあり、高齢者の孤立が大きな社会問題となっています。北区では高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、声かけサポーター、企業等の協力団体など地域のさまざまな担い手が見守りや支え合い活動に

取り組んでいます。今後は、おたがいさまネットワークをはじめとする連携の輪をさらに広げるとともに、緊密な協力のもとで高齢者を重層的に見守り支える体制を一層強化していくことが必要です。また、一人暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者が外出するきっかけをつくるため、様々な介護予防の事業を実施していくことが必要です。

- 認知症高齢者も増加傾向にあります。介護する家族等支援者の負担が増えている中、認知症の早期発見と早期診断及び対応など地域ぐるみで取り組むべき課題も生じており、これまで認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」の開催や、認知症初期集中支援チームの設置などの取り組みを推進してきました。今後も、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、本人や家族を地域全体で支えていくための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

(8) 障害者に関すること

- 障害者が地域で自立した生活を送り、社会参加を進める上では、働く意欲や能力を持った人が可能な限り自己の希望する形で就労できることが重要です。このことを実現するため、区をはじめとした行政機関や企業等による支援の強化が求められています。
- 障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるようにする必要があります。区では、障害福祉課の王子障害相談係と赤羽障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター等において、障害者の総合相談を実施しています。今後も相談支援事業者をはじめとした関係機関との連携を通して、保健・医療・福祉をはじめ様々な情報を集約し、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるような体制を整備する必要があります。
- 自己判断が困難な障害者が、地域で安心して自立した生活を送るためには、その人にとって適切なサービスを選択することが可能であるとともに、その人固有の財産や権利が守られなければなりません。成年後見制度の利用促進や障害者虐待の未然防止、早期発見と適切な支援など、関係機関等が相互に協力した上で、障害者に対する支援体制を強化することが必要です。
- 平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。同法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求めています。障害理解や差別の解消に向け、普及・啓発を継続していく必要があります。

(9) 子どもに関すること

- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てす

るなら北区が一番」をより確かなものにするために、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の2つの柱からなる「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健支援体制の充実により、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、事業を推進しています。

- 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため、誰もが安心して出産できるよう、全妊婦を対象とした、保健師等による「はぴママたまご面接」の実施や、安心して医療機関にかかれるよう中学生までの医療費の無料化及び高校生等の入院費用助成を行っています。民生委員・児童委員による1歳児全戸訪問や3歳児への絵本のプレゼントなど、子育て世帯に対する支援を進めています。あわせて、保育園や学童クラブの待機児童解消に重点的に取り組んでいます。
- 学校教育・生涯学習では、「教育先進都市・北区」をめざし、教育環境整備のため学校改築を進めるとともに、学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を推進しています。また、すべての児童・生徒が笑顔で学校生活を送れるように、いじめゼロに向けた取組みを強化しています。「確かな学力向上」を図るために、学力フォローアップ教室や中学校スクラムサポート事業を実施するとともに、英語教育や理科教育に力を入れています。更に、未来を担う子どもたちを地域全体で見守り、育てるために、学校支援ボランティア活動推進事業や放課後子ども総合プラン推進事業を行っています。

(10) 外国人に関すること

- 「北区国際推進ビジョン」を平成16年に策定し、これまでに事業を実施してきました。北区国際化推進ビジョンに掲げてきた「外国人にも暮らしやすい環境づくり」として、公式ホームページの多言語化や各種パンフレット等の外国語版での情報提供、区立施設等における外国語表記の促進、窓口や区立施設への通訳派遣、住民対応窓口での通訳クラウドサービスの導入、区民活動団体との連携等を図ってきました。
- 平成29年5月には北区の外国人人口は2万人を超え、その後も増加しています。そのため、外国人と日本人が共に安心して生活するために、福祉や教育など様々な分野において、多文化共生の実現に向けた仕組みづくりが喫緊の課題となっています。
- 平成29年度には、日本人と外国人の共生について方針を検討する「多文化共生指針策定検討会」を設置し、多文化共生指針の策定に向けた検討を行っています。

(11) 成年後見に関すること

- 北区社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業において、判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行っています。
- 成年後見制度については、制度の説明をはじめとして、申立の相談や利用のための

支援を北区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」で行っています。

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に基づき、区域における成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定が求められていることから、既存組織の活用を基本としつつ、区が取り組むべき施策の方向性を示します。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

権利擁護支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けることや早期の段階からの相談ができるよう、窓口等の体制の整備を行うとともに、意思決定の支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を検討します。

②地域連携ネットワークの基本的な仕組みづくりの推進

身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制や福祉・法律の専門職団体の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、地域課題の検討や調整等を行うとともに、個々の「チーム」を支援する基本的な仕組みづくりについて検討を行います。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の対応強化

今後、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を運営していくための中核となる機関として、権利擁護センター「あんしん北」を活用して、広報や相談機能、受任者調整（マッチング）等の支援を含めた、成年後見制度の利用促進機能の充実を図ります。

- ④区域における成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会等の設置について検討します。

(12) 地域の活動の推進に関すること（地域のきずなに関すること）

- 平成 26 年度から学識経験者や地域活動団体で構成する「地域のきずなづくり推進懇談会」を設置し、各種調査や検討会などを通じて施策の在り方を検討し、「地域のきずなづくり推進プロジェクト報告書」としてまとめました。また、平成 27 年度から地域振興部に副参事（地域のきずなづくり担当）を設置し、町会・自治会をはじめとする地域で活動する団体やその担い手づくりの支援（地域円卓会議の開催）、また地域活動拠点としての地域振興室の機能充実に向けた検討を行うとともに、北区への愛着と誇りを持ち、区民の一体感を育むしかけづくりを行っています。
- 北区社会福祉協議会では、社会的孤立・生活課題の深刻化等を背景とする「あらゆる生活課題」への対応を一層推進するため、積極的に地域に出向き、住民と専門職の協働によるニーズの発見、生活支援を総合的に展開しています。
- 平成 27 年度からは東十条地区及び神谷地区に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をモデル配置しています。3 年間のモデル配置の評価・検証結果を踏まえ配置拡大を検討していきます。

(13) 地域保健福祉推進にあたっての課題の整理

北区地域保健福祉計画ワークショップではこのような課題について、区民の立

場からの意見に加え、どのようにしたら解決につながるかという視点で意見を出し合いました。以下にその課題を整理しています。

【地域保健福祉推進にあたっての課題の整理(ワークショップでの意見より)】

テーマ	意見
区民の意識向上による健康寿命の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・区、地域、家庭、学校、職場、団体などとの連携・協働による健康づくり施策の推進が必要である。 ・持続可能かつ地域特性を活かした健康なまちづくり、高齢者や障害のある人も参加し活躍できるまちにするための体制の構築が今後さらに必要になる。
地域における生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立に陥りそうな人が増えている。 ・高齢化が進んでおり、老老介護の対策が求められる。 ・高齢者でもいきいきと暮らせる地域づくりが必要。
区民の主体的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の不足、また地域への関心が希薄になっており、地域で活動する人材を発掘・育成するためのきっかけや働きかけが重要である。 ・代々住んでいる人、マンションなど集合住宅の人、転入してきた人など人口動態が大きく、以前とは状況が違う。
地域内での情報の提供と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流や活動に参加するきっかけや場所がない。若い人はSNS等これまでとは違うつながりがある。地域の中での交流やきっかけづくり、支えあい活動の推進により「かきまぜる」取り組みが求められる。
地域活動参画のためのきっかけづくりと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体間の連携が不足している。活動者同士が知り合い、ネットワーク(横のつながり)を構築できるような仕組みや、地域にいる人たちのスキルを把握し、活かすことが必要。 ・民生委員のなり手が減少している。
地域での支え合い活動の推進及び連携・ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に関心を持ち、地域課題に応じた活動が生み出されるきっかけをつくるには、地域の事業者や社会法人など多様な主体による地域ぐるみの参画が不可欠である。 ・町会・自治会単位で取り組めることはないか、自らが点検・再構築する。
サービスの充実と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合ったサービスが十分でない。保健・医療・福祉の連携、生活関連分野との連携が重要である。
サービスの利用を支援する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口やサービス利用の仕組み・手続きがわかりづらい。 ・核家族化や独居に対応した適切なサービスを選択できるような情報提供と相談支援が重要となっている。
安全で健康的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、緊急時に備えた体制の整備が必要。 ・災害時の避難に支援が必要な人が増えている。 ・権利擁護や障害者差別解消など福祉に関する理解を深める啓発が継続して必要である。 ・外出が困難で通院や買い物ができない人が増えている。

第3章 地域保健福祉の基本方向

1 基本理念

本計画は「北区基本構想」で掲げる北区の将来像を実現するための「北区基本計画 2015」の基本目標である「健やかに安心してくらするまちづくり」を引き続き基本理念とします。

また、保健福祉に係る各分野で策定される計画の理念を相互につなぐとともに、全ての人々が、「支え手」と「受け手」に固定されることなく、共に支え合いながら、自分らしくいきいきと安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

【基本理念】

健やかに安心してくらするまちづくり

2 基本目標

上記の基本理念を実現するため、本計画では次のとおり3つの基本目標を掲げて各種施策を推進していきます。

基本目標1 健康でいきいきとした地域社会づくり

生涯を健康でいきいきと自分らしく暮らしていくことは万人の願いであり、その実現のためには、区民一人ひとりの健康の維持向上とだれもが社会参加できる社会環境の整備が重要です。

区は、身近な地域で区民一人ひとりの健康づくりを支援していくとともに、だれもが生きがいを持って社会に参加できる開かれた地域社会をめざします。

基本目標2 とともに支えあう地域社会づくり

全ての区民が安心して地域で自立した生活を送るには、区民一人ひとりが地域を構成する一員として、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、ともに支えあい助けあうことが大切です。

区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携・協力し、地域でふれあい、支えあう思いやりのある地域社会の実現をめざします。

基本目標 3 安心して自立した生活を送れる地域社会づくり

全ての区民が自らの意思に基づき、地域で自立して生活していくためには、多様な提供主体による良質な利用者本位のサービスが確保され、利用者が必要とするサービスを安心して選択できることが重要です。

区は、様々なサービス提供主体と協働し、サービスの質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの自己決定が尊重され、安心して自立した生活を送れる地域社会をめざします。

3 基本とする取り組み姿勢

地域の課題には、個人・家族、地域・住民組織・団体等、介護保険制度に代表される社会保険制度及びサービス、行政が提供する福祉事業が相互に連携した支えが重要です。

しかし、一人暮らし世帯の増加などによる世帯構成の変化、一人ひとりのライフスタイルの多様化やプライバシーへの配慮などから、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域においてともに支え合う機能が弱まりつつあります。

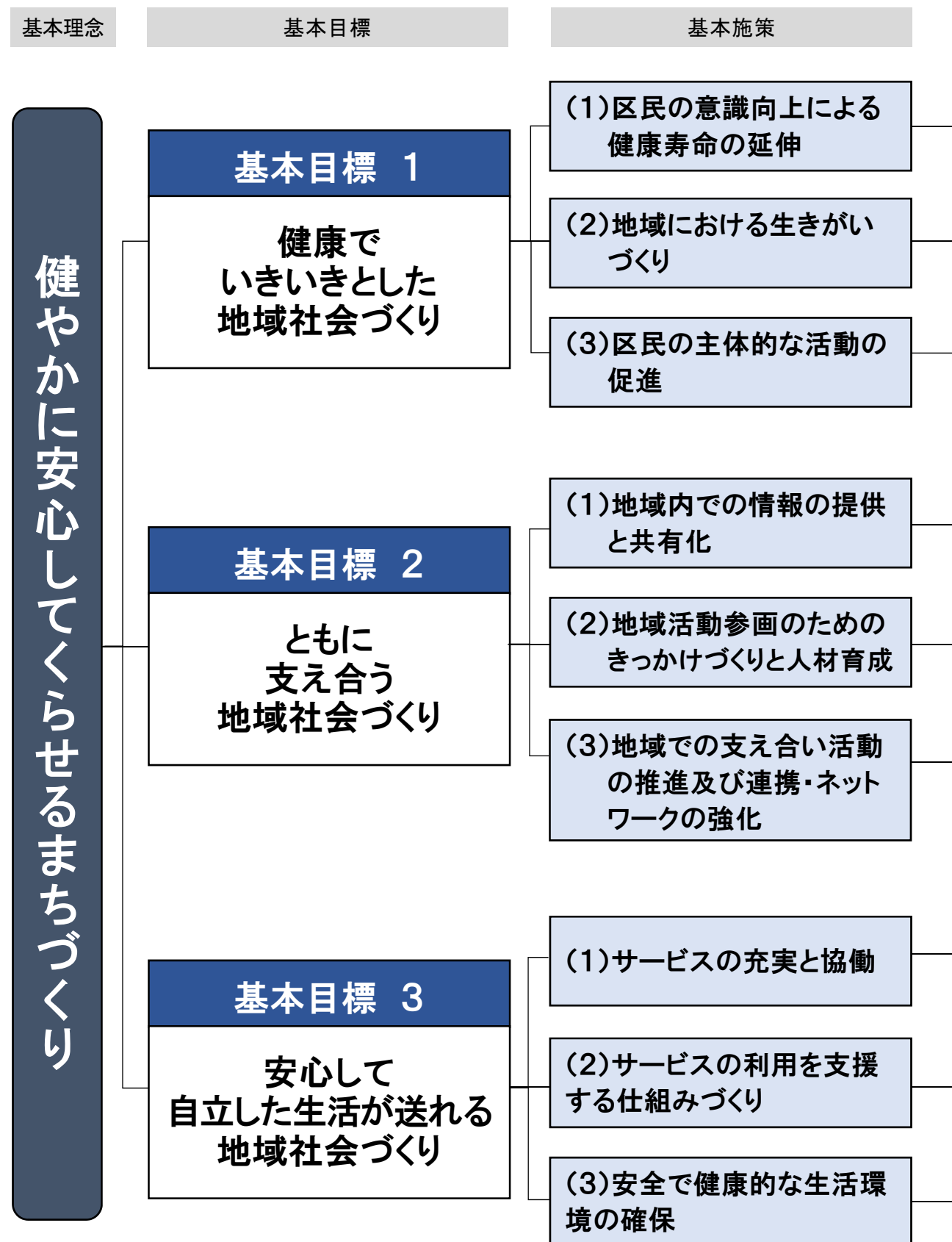
このように少子高齢化や世帯構造の変化などが急速に進み、区民の価値観が複雑化・多様化する中で、保健福祉に関するニーズも多様化し、地域における日常の暮らしの中には、保健福祉に関連する様々な生活課題が存在しており、その正しい把握と共有が必要です。

これらの課題を解決し、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、区民のだれもが地域において安心して充実した生活を送るためには、区は、互いの価値観を認め合いながら、地域において支え合い助け合う場や取り組みに、住民一人ひとりが自発的に参加できる環境や仕組みを構築します。

また、地域で支援を必要とする人が増加してきている中では、支える側の地域において保健福祉に関する活動等が活発に行われるようにならなければなりません。

区は、これまでの現行計画における課題と取り組みを整理し、地域において保健福祉に関する活動の連携がこれまで以上に活発に行われ、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、あらゆる主体が協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

北区地域保健福祉計画（平成 29 年度～平成 38 年度） 体系



施策の方向

①健康づくり活動の支援

②健診・検診・相談の充実による一人ひとりの健康維持

③健康維持につながる活動の推進

①高齢者・障害者等の社会参加の促進

②地域における多世代の活動支援

①活動団体への支援

②外出支援・コミュニケーション支援の促進

①公的情報の発信

②情報共有のための支援

①人材の確保・育成

②地域における福祉活動の環境づくり

③協働による活動の促進

①支え合い活動の推進・支援

②連携・ネットワークの強化

①高齢者支援の推進

②子ども・子育て支援の推進

③障害者支援の推進

①サービス拠点の整備と管理運営

②福祉サービス評価の推進

①地域防災活動の促進

②バリアフリーの促進

③地域の安全・安心のための見守り・相談活動

④支援が必要な人への体制強化と権利擁護の推進

⑤健康危機管理

第4章 施策の展開

基本目標1 健康でいきいきとした地域社会づくり

(1) 区民の意識向上による健康寿命の延伸

目指す方向性

各種健診・検診の充実やかかりつけ医や薬局等の定着、相談体制の充実による疾病の早期発見・早期治療を目指します。その上で、健康寿命を延伸し区民一人ひとりが充実した暮らしを住み慣れた地域で続けることができるよう、健康を支えるための事業やスポーツの推進、ボランティアとの連携などにより区民の意識向上を図ります。これらを通じて、区民の一生涯を通じた主体的な健康づくりを、幅広くサポートします。

① 健康づくり活動の支援

(※重点事業は、担当課が今後計画期間中に重点的に取り組むもの。以下同)

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
区民健康づくり大作戦事業	「元気で輪っしょい！健康フェスティバル」や「北区みんなで楽しむ食育フェア」、「桜ウォーク」等多くの区民が参加できるイベントを開催したり、健康増進センターや健康支援センターとともに健康に関する講座や教室を開催し、健康づくりの普及啓発を行います。	健康推進課	
みんな元気！健やか長寿事業	健康寿命延伸プロジェクトの一環として、生活習慣の改善のために筋力アップ体操教室を実施するほか、高齢期の健康維持のためにロコモティブシンドロームの予防や新型栄養失調予防に取り組めます。 また、若い世代から健康に関心をもち、健康づくりを意識した生活スタイルを獲得するきっかけとなる事業に取り組めます。	健康推進課	☆
楽しく食べよう！食育推進事業	子どもから大人まで、世代毎の「食」のあり方を講座や体験を通じて学びながら、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることにより、健やかな心と体をつくりまします。	健康推進課	
北区健康づくり応援団事業	区民の主体的な健康づくりを応援する人材として、「北区さくら体操指導員」、「北区楽しい食の推進員」等を養成します。また、主体的に健康づくりに取り組むグループの協力により、「健康づくりグループ講座」等を開催し、区民が健康づくりに取り組むきっかけづくりの場を提供することで、区民の健康づくり意欲を高めます。	健康推進課	
防煙教室の実施	肺がんの一次予防(生活改善)強化策として、たばこと肺がん予防に関する健康教育を実施します。「生涯吸わない人になろう」を主旨に、区内公立中学校での健康教育を養護教諭との連携のもとに実施します。	健康推進課 教育指導課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
禁煙講演会	肺がんの一次予防(生活改善)強化策として、たばこと肺がん予防に関する健康教育を区民向けに実施します。	健康推進課	
禁煙治療費助成	肺がんの予防策として、禁煙の支援が効果的です。禁煙治療費を助成することで禁煙を動機づけ、禁煙の実行を強化します。	健康推進課	
出張健康教育	町会、シニアクラブ、児童館、学校、その他地域グループ活動をしている団体や組織に働きかけて、区民の健康についての学習意欲を高め、健康的な生活習慣への行動変容を目指して、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門職員が地域に出向いて勉強会の講師などの支援活動をします。	健康推進課	
高齢者ヘルシー入浴事業	区内に住所を有する70歳以上の方(介護保険の要介護4・5の方を除く)を対象に、社会参加の促進や入浴による健康の増進を図るため、高齢者ヘルシー入浴補助券を交付します。	高齢福祉課	
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者数の伸びにあわせて北区独自訪問型・通所型サービスが必要な方に行き渡るよう、受入れ基盤の整備を促進します。また、高齢者を含む区民が生活支援の担い手(北区生活援助員)として社会参加できるように支援するなど、多様な主体の参画を促進します。	介護予防・日常生活支援担当課	
介護予防普及啓発事業	全ての高齢者に対してフレイルに対する対策の必要性を理解してもらうために、各種教室や講座、講演会等を開催します。	介護予防・日常生活支援担当課	

② 健診・検診・相談の充実による一人ひとりの健康維持

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
ライフステージに合わせた健診・検診体制の充実	病気の早期発見、早期治療を図るため、各種検診を充実します。	健康推進課	
がん検診の充実	がんを早期発見し、がん死亡を減少させることを目的に、子宮・胃・乳・大腸がん検診を実施します。	健康推進課	
かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着の推進	例年発行している健康診査等のご案内でかかりつけ医等をもつよう記載して勧奨するとともに、各健診(検診)の受診を通して、北区内の医療機関をかかりつけ医にできるような環境づくりを推進します。 障害者施設等では、かかりつけ歯科医機能を普及するため、歯科健診及び口腔ケア指導を実施し、あわせて施設等従事指導員向けの口腔ケア研修を実施します。	健康推進課	
保健相談事業(栄養指導等 成人分)	成人期の健康課題である高血圧や糖尿病など生活習慣病予防や重症化予防のため、健康的な食習慣の定着、健康的な健康習慣の情報提供及び啓発・啓蒙を目的として、講師を招き講演会を実施します。	健康推進課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
(各種)健康相談の実施	<p>栄養指導：区民の健康の保持増進、疾病予防を図るため、ライフステージやライフスタイルに応じた栄養相談を健康支援センターの栄養士が行います。</p> <p>歯科衛生指導：区民の口腔の健康の保持増進・疾病予防を図るため、乳幼児期における歯磨き指導や保護者からの相談や、成人の8割以上が罹患している歯周病を防ぎ、歯と全身の健康を守るための歯科衛生相談を健康支援センターの歯科衛生士が行います。</p> <p>保健指導：出生から成人期までの区民の心身の健康を保持・増進し、自信をもって健やかな生活を送るため、個人や家族へも働きかけながら、健康支援センターの保健師が相談を行います。保健師は地区毎に担当を設け、家庭訪問、所内相談、電話相談等で支援をします。</p>	健康推進課	
精神保健相談事業	こころの問題や病気、またアルコールや薬物、ギャンブル等の依存症で悩んでいる区民に、専門医による個別相談を実施します。	健康推進課	
女性の健康支援事業	不妊や更年期など、女性特有の健康に関するミニ講座・個別相談を女性医師が行います。また、栄養・歯科・保健の健康教育と相談も同時実施し、女性の健康的な生活習慣づくりを支援します。	健康推進課	
乳がんの自己触診法普及	乳がんの早期発見のためにイベントでのグッズ配布や自己触診法講座を行い、啓発を図ります。	健康推進課	

③ 健康維持につながる活動の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
各種スポーツ講座・教室	子どもたちが年齢、興味、技術レベルに応じてスポーツに親しめる各種講座・教室を開催するほか、区民の誰でも参加できる障害者スポーツ交流事業を実施します。	スポーツ推進課	☆
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	身近な場所で誰もがスポーツを気軽に楽しむことができ、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの設立を、プレイベントへの支援や広報紙等によるPRを通じて支援します。	スポーツ推進課	
健康づくり推進店普及事業	メニューの栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供をする店舗を健康づくり推進店として登録し、普及します。また、区民ボランティアである普及サポーターを育成し、共に推進店の普及活動を行います。	保健予防課	

(2) 地域における生きがづくり

目指す方向性

支援を必要とする高齢者や障害のある人たち、子育て世代の一人ひとりが、それぞれにできることを通じて社会に貢献し、安心して住み続けられる地域となるような場づくりを支援します。そのために、地域における仲間づくりやネットワークの構築を支援したり、生涯にわたる学びのサポートなどを通じて、一人ひとりの生きがづくりを推進します。

また、働く意欲のある高齢者を支援して社会参加の機会を充足することで、本人の希望に合わせた多様な就労機会の提供や就労のための支援を行います。

① 高齢者・障害者等の社会参加の促進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
高齢者ふれあい会食事業	区内在住で介護保険の要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方を対象に、年間を通して決まった曜日・会場に集まることで外出のきっかけをつくり、同世代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで様々な方と交流できるとともに、食への関心も高まり、低栄養予防にもつなげることを目的に実施します。 また、高齢者を対象とした地域での会食サービス活動等を自主的に実施している団体を支援します。	高齢福祉課	
ふれあい交流サロン	閉じこもりがちな高齢者や認知症の方が安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を、各高齢者あんしんセンターの圏域毎に実施します。	高齢福祉課	
シニア元気応援事業	元気な高齢者がいつまでも元気に暮らせるように、日頃から潤いのある生活を送るために役立つ事業を展開します。	高齢福祉課	
老人いこいの家	高齢者が健康づくりやレクリエーションなどで楽しく活動的に過ごす施設として、浴場、集会室及び娯楽室を備えた老人いこいの家を、区内3か所に設置しています。	高齢福祉課	
シルバー人材センターの活動支援	健康で働く意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助し、就業を通じた高齢者のいきがづくりを図る支援を行います。	高齢福祉課	
授産所の運営	働く意欲のある高齢者に、個人の能力に応じた作業を提供し、就労を通して生活の安定といきがづくりを支援します(王子・桐ヶ丘授産場)。	高齢福祉課	
介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者数の伸びにあわせて北区独自訪問型・通所型サービスが必要な方に行き渡るよう、受入れ基盤の整備を促進します。また、高齢者を含む区民が生活支援の担い手(北区生活援助員)として社会参加できるように支援するなど、多様な主体の参画を促進します。	介護予防・日常生活支援担当課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
地域介護予防活動支援事業	おたっしや教室などから住民主体の介護予防を行う自主グループを立ち上げるとともに、通いの場の育成・支援を行います。 また、地域に介護予防を広めるための担い手(介護予防リーダー等)を育成します。	介護予防・日常生活支援担当課	
北区高齢者いきいきサポーター制度事業	高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の健康維持・介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくります。	介護予防・日常生活支援担当課	
趣味の講座	在宅で生活している障害者の方を対象に、陶芸やパソコン等の教養講座を開講し、社会参加の促進と生涯学習の場を提供します。	障害者福祉センター	
ライフアップクラブ	中軽度知的障害の方を対象に、生活能力の維持向上と個別目標達成のために、調理、スポーツ及び創作活動をグループにて実施します。	障害者福祉センター	
高齢者参画による世代間交流	児童館や子どもセンター、放課後子ども総合プラン、保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	保育課・子ども未来課	
ことぶき大学	区内在住・在勤の60歳以上の方を対象とした講座を開催します。テーマは生活・健康・文学・音楽・時事問題など幅広く設定し、高齢者の学習の場や生きがいづくりの場を提供します。	生涯学習・学校地域連携課	

② 地域における多世代の活動支援

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
はぴママ学級・パパになるための半日コース(子育て仲間づくり)	専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行い、講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりを目指します。	健康推進課	
子育てネットワークの育成・支援【再掲】	地域の子育てサークルに対して児童館施設の一部を交流の場として提供し自主的活動を支援するほか、ネットワークを構築するなど子育て支援、環境づくりを推進します。	子ども未来課	



高齢者ふれあい食事会

(3) 区民の主体的な活動の促進

目指す方向性

外出を伴う移動や意思疎通・コミュニケーションにおいて支援が必要な人たちの活動機会を保障することにより、社会参加がしやすい地域社会を目指します。そのうえで、地域保健福祉を担う各種団体の活動を支援し、区民一人ひとりの仲間づくり、社会貢献、いきがいつくりを通じた主体的な健康づくりにつながる活動を促進します。

① 活動団体への支援

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
シニアクラブ活動支援	概ね 60 歳以上の方が、地域で仲間づくりをし、相互に支え合い、社会参加、社会貢献、健康づくり、いきがいつくりを推進できるよう支援するため、会員数 30 人以上のシニアクラブを対象に運営補助を行います。	高齢福祉課	
シルバー人材センター活動支援	健康で働く意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助し、就労を通じた高齢者の生きがいつくりを支援します。	高齢福祉課	
シニア元気塾事業	区民による講座や講演会の実施など、多彩な地域活動への取り組みの場となるシニア元気塾を開設し、団塊の世代の地域デビューなどシニア世代の積極的な社会参加を支援します。	高齢福祉課	
障害者団体連合会の支援	加盟団体相互の親睦を継続的に実施できるよう支援します。障害者福祉センターでの喫茶運営や、他の指定管理施設も含めた清掃事業の継続・拡大に努めていきます。	障害者福祉センター	
青少年地区委員会活動	各地区の伝統や環境などの特性を活かして青少年健全育成のためのスポーツ、野外活動などの各種事業、「家族ふれあいの日」推進事業等を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	

② 外出支援・コミュニケーション支援の促進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
地域介護予防活動支援事業【再掲】	おたっしや教室などから住民主体の介護予防を行う自主グループを立ち上げるとともに、通いの場の育成・支援を行います。 また、地域に介護予防を広めるための担い手(介護予防リーダー等)を育成します。	介護予防・日常生活支援担当課	
同行援護事業の実施	移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動に必要な情報提供(代筆・代読を含む)や移動の援護等の外出支援を行います。	障害福祉課	
移動支援事業の実施・充実	社会生活を営むうえで必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加を円滑に行えるよう、移動を支援します。	障害福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
意思疎通支援事業の実施・充実	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等のために、区役所内に手話通訳者を配置することや、聴覚障害者等の申し出により通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課	
ハンディキャブ貸出事業	車いす利用者で外出が困難な障害者、高齢者等に車いすごと乗車できるリフトつき車両を貸し出します。	社会福祉協議会	



シルバー人材センター

基本目標2 ともに支え合う地域社会づくり

(1) 地域内での情報の提供と共有化

目指す方向性

区民全体及びそれぞれの保健福祉サービス利用者への適切な情報発信と共有を行うことで、必要な情報を容易に得られる環境づくりを目指します。インターネットの普及やICT技術の急速な進歩に対応するとともに、高齢者や障害者など情報資源に満足にアクセスできない人たちの情報保障にも配慮します。

① 公的情報の発信

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
北区ニュース・ホームページ等による情報の提供	地域の保健福祉に関する情報の収集に努め、広く区民に周知します。	広報課	
高齢者向け福祉サービスの情報発信	高齢者向け福祉サービスの内容と利用方法をまとめた冊子「高齢者福祉のしおり」や、認知症ケアパス「認知症あんしんなび」などを発行します。	高齢福祉課・介護医療連携推進担当課	
「障害者福祉のしおり」の作成	障害者向け福祉サービスの内容や、利用方法をわかりやすく公表します。	障害福祉課	
介護保険事業者マップ・ガイドブックの作成	介護サービス事業者情報をわかりやすく公表します。	介護保険課	
サービス事業者の情報提供	福祉サービス利用者のサービス選択に役立てるため事業者情報の積極的な開示を支援します。	障害福祉課・介護保険課	
子育て支援情報の配信	主に未就学児の親を対象として、子育てや子どもを対象にした事業(サービス)の周知を目的として情報の配信を行います。	子ども未来課	
子育てマップ・ガイドブックの作成	毎年新しい情報に更新しながら作成し、子育て世代への活用を促進します。	子ども未来課	
権利擁護センターの出張説明会	成年後見制度など権利擁護に関する知識の普及を図るため、地域に出張し説明会を行います。	社会福祉協議会	

② 情報共有のための支援

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約し、発信します。	子ども未来課	☆
保育園地域活動事業(情報・体験の共有)	各保育園において、地域に向けての子育て支援事業を行います。また、園児と地域の高齢者や小学生との交流などを幅広く行います。	保育課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
北社協広報紙「きたふくし」の発行	北区社会福祉協議会の事業内容や催し、地域情報等を内容とする広報紙を年6回発行します。また、北社協ホームページで、講座、イベント等のタイムリーな情報を提供します。	社会福祉協議会	
地域ささえあい活動ガイドの発行	地域ささえあい団体の活動を紹介する冊子を発行します。	社会福祉協議会	
NPO・ボランティアぷらざ通信の発行	市民活動におけるボランティアの募集情報、各種催し、ボランティア活動団体の紹介等を内容とする「ぷらざ通信」を毎月発行します。 (※事業の実施は指定管理者のNPO法人 北区市民活動推進機構)	地域振興課	



北社協広報紙「きたふくし」



東京都北区子育て応援サイト「きたハピ」

(2) 地域活動参画のためのきっかけづくりと人材育成

目指す方向性

地域福祉活動において地域の人々を牽引するリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことを目指します。また、地域の人々が活動に積極的に参画するための支援や、活動団体と行政との連携、地域と学校との連携・協力等、協働による事業を進めます。

① 人材の確保・育成

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
協働の担い手の育成支援	区の基本姿勢である「区民とともに」を推進するため、各種研修事業などを通じて、区との協働の担い手を育成支援します。	地域振興課	
スポーツの担い手育成事業	ジュニアスポーツ指導者講習会や初級障害者スポーツ指導員養成講習会などを通じて、区民のだれもがスポーツに親しめるよう、スポーツ事業・組織をマネジメントできる人材や実技指導者などスポーツの担い手を育成します。	スポーツ推進課	☆
スポーツボランティアの育成	スポーツに関するボランティア希望者を登録し、登録者に対してイベントやボランティア募集の情報を配信して地域活動の活性化を図ります。また、スポーツボランティアの基礎知識等を学ぶ場として、養成講座を定期的実施します。	東京オリンピック・パラリンピック担当課	
福祉のしごと総合フェア	人員不足に苦慮している福祉職場の人材確保策を支援するため、就職の機会として「北区福祉のしごと総合フェア」を開催し、区民への良質な福祉サービスの提供体制を維持します。 (※事業の実施は、北区社会福祉協議会に委託して行っています)	健康福祉課	
福祉人材の確保の推進(大学連携)	区が施設と大学の橋渡し役となって、学生に特別養護老人ホーム等の施設訪問や実習等の機会を提供し、高齢者福祉施設の果たしている役割や仕事の内容について理解を深めてもらうことにより、将来の福祉人材の確保につなげていきます。	健康福祉課	
福祉資格支援事業	区内の施設及び介護サービス事業所において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより、未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援します。	健康福祉課	
北区健康づくり応援団事業【再掲】	区民の主体的な健康づくりを応援する人材・団体として、北区さくら体操指導員及び北区楽しい食の推進員等の養成、健康づくりグループの支援を行います。	健康推進課	
ケアマネジャーの育成支援	主任介護支援専門員研修、レベルアップ研修及び困難ケース事例研究、地域ケア会議等を通じ、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。	介護保険課・高齢福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
認知症サポーター養成講座・認知症サポート店	認知症に関する知識の普及と地域の支援者(サポーター)を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 また、認知症の人に配慮した対応を心がける小売業・金融機関等の事業所に事業所向けの認知症サポーター養成講座を開催して、「認知症サポート店」として周知します。	高齢福祉課	☆
北区高齢者いきいきサポーター制度事業【再掲】	高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の健康維持・介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくります。	介護予防・日常生活支援担当課	
手話講習会の開催	聴覚障害者の福祉の向上に寄与するため、東京オリンピック・パラリンピックに向けて手話のできる区民を増やしていけるよう、初級、中級、通訳者養成講座を実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。	障害者福祉センター	
大学との協働による子育て支援の「担い手」の育成	北区内及び近隣地域に所在する「子ども」関連を専門とする大学と連携し、地域寺子屋・放課後子ども教室・放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)で約40人がスタッフとして登録しています。	子ども未来課	
友愛サポートスタッフ養成研修	介護保険制度などで提供されない有償在宅サービスの担い手を広く募集し、活動に必要なルール・コミュニケーション・医学知識・車椅子の实地演習など基本的な知識や技術、意識づけの研修を行います。	社会福祉協議会	
成年後見サポート	後見人等の活動に関する研修、相談などを通じた活動支援を行います。	社会福祉協議会	
地域ささえあい講座	これから地域ささえあい活動を始めたい方のためのグループ立ち上げ講座やささえあい活動啓発を目的とした講座を開催しています。	社会福祉協議会	
福祉教育の推進	学校における福祉教育プログラムの実施を区内小中学校に働きかけ、実践しています。また、地域においても福祉教育への理解を深め、ともに福祉教育の推進に携わる方を増やすことを目指し、プログラムの実践をします。	教育指導課、社会福祉協議会	☆
ボランティア入門講座	ボランティア活動のきっかけづくりとボランティア受け入れ側への支援を行うための入門講座を開催します。 (※事業の実施は指定管理者のNPO法人 北区市民活動推進機構)	地域振興課	
夏！体験ボランティア	ボランティア活動に関心があってもなかなか活動まで結びつけられない、活動しようと思ってもきっかけがつかめない人のためのボランティア体験プログラムを地域の100以上の施設や団体の協力で実施します。 (※事業の実施は指定管理者のNPO法人 北区市民活動推進機構)	地域振興課	
「傾聴ボランティア講座」	傾聴に関する人材を育成し、地域での傾聴ボランティア活動を普及します。	NPO法人 北区市民活動推進機構	

② 地域における福祉活動の環境づくり

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
福祉施設における地域行事等の充実	福祉施設の季節行事等に地域住民を招待する等、地域交流の推進を図ります。	健康福祉課	
福祉施設の地域開放	特別養護老人ホーム等の福祉施設において地域交流スペース等を確保し、地域のボランティア団体及びささえあい活動団体等との交流が図れるよう運営事業者と連携を図ります。	健康福祉課	
地域介護予防活動支援事業【再掲】	おたっしや教室などから住民主体の介護予防を行う自主グループを立ち上げるとともに、通いの場の育成・支援を行います。 また、地域に介護予防を広めるための担い手(介護予防リーダー等)を育成します。	介護予防・日常生活支援担当課	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、おたっしや教室や高齢者あんしんセンターのサロン活動などへのリハビリテーション専門職の関与を促進します。	介護予防・日常生活支援担当課	
保育園地域活動事業(交流の場の提供)	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課	

③ 協働による活動の促進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
NPO・ボランティア活動の支援	NPO・ボランティア活動を支援するための情報の共有化や交流の場の提供、専門的な相談・助言・研修の実施などをNPO・ボランティアがらぎで行います。また、地域振興室会議室や活動コーナーをNPO団体等に貸し出すことにより、活動の場の提供を行います。	地域振興課	
地域活動団体広報誌の発行	活動内容の周知と活動の輪を広げるため、各団体が任意で発行します。	地域振興課	
北区協働推進基金の活用	区の基本姿勢である「区民とともに」という協働の精神の下、区民、NPO・ボランティアの自主的な公益活動に対し、安定的な助成を行うとともに、趣旨に賛同する区民等からの寄付の受け皿とするため基金を利用し、政策提案協働事業及び地域づくり応援団事業を実施します。	地域振興課	
「北区政策提案協働事業」及び「地域づくり応援団事業」の推進	地域のNPO・ボランティア等の活動団体から地域に根ざした事業提案を受け、その提案に対して助成を行います。あわせて、NPO・ボランティア等の新たな発想や手法を活かした提案を受け、提案団体と区が協働して事業を行います。	地域振興課	
地域ささえあい団体の活動支援(高齢者会食推進補助事業)	高齢者を対象とした地域での会食サービス活動及び配食サービス活動を自主的に実施している団体に活動費の補助を実施します。	高齢福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
学校支援ボランティア活動推進事業	学校と地域の連携・協力体制を整備し、教育活動を推進することにより、学校の活性化と安全対策の充実を図ります。現在は区立全小中学校で実施されており、今後はサブファミリー内での連携等、活動の充実を目指します。	生涯学習・学校地域連携課	
地域ささえあい講座【再掲】	これから地域ささえあい活動を始めたい方のためのグループ立ち上げ講座やささえあい活動啓発を目的とした講座を開催します。	社会福祉協議会	
地域ささえあい活動団体助成	新しくささえあい団体を立ち上げる場合の立ち上げ助成や団体の事業費への助成を行うとともに、団体づくり、運営などについて相談に応じます。	社会福祉協議会	
子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業	子ども食堂や学習支援、居場所づくりなどの子ども支援活動を行っている団体、個人が連携、協働し、子どもたちを地域のおとなたちが守り、育てる地域づくりに取り組みます。	社会福祉協議会	☆
「ぷらざ劇場」の開催	市民活動団体へイベントの開催場所を提供するとともに、ぷらざの活用促進を図ります。	NPO法人 北区市民活動推進機構	
NPO・行政連絡会(環境分野)の実施	市民活動団体と行政の連携を図り、小学生を中心とした子どもたちに、楽しく環境を学ぶ場を提供します。	NPO法人 北区市民活動推進機構	
「連続講座」の開催	地域の課題や活動の事例を学ぶ講座を開催し、活動の担い手を育成します。 (※事業の実施は指定管理者のNPO法人 北区市民活動推進機構)	地域振興課	



福祉教育の推進



学校支援ボランティア活動推進事業

(3) 地域での支え合い活動の推進及び連携・ネットワークの強化

目指す方向性

民生委員児童委員との連携をはじめ、ファミリーサポートセンター事業等、地域で見守り見守られながら必要な時に助け合いが行われるための地域内での交流のきっかけづくりや支え合い活動を推進します。また、全ての区民が安心して生活することのできる地域環境をつくるため、イベントの開催を通じて、活動団体の組織力やネットワークづくりを強化します。

① 支え合い活動の推進・支援

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員が地域における気軽な相談相手として、また、福祉関連の問題を抱える方への助言・援護者として活動できるよう、適切な支援を行います。	健康福祉課	
一人暮らし高齢者定期訪問	一人暮らしの高齢者に対し、民生委員が定期的に週1回程度訪問し、安否の確認や悩み事の相談を行い、精神的に支援することで、孤独感や孤立感の解消を図ります。	高齢福祉課	
身体・知的・精神障害者相談員の活動	民間の協力者が障害者の各種相談に応じ、助言を行います。	障害福祉課	
食品衛生講習会	高齢者の食事会や子ども食堂を運営する団体に対して食品衛生講習会を実施します。食事会等での食品の衛生的な取扱いを普及啓発し、食中毒の防止に努めます。	生活衛生課	
地域育て合い事業の実施【再掲】	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の子育てを支援します。	子ども未来課・保育課	
ファミリーサポートセンター事業	子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児サポートができる区民(サポート会員)を募り、支援をします。	子ども家庭支援センター	
地域ささえあい活動に対する活動支援	親子ふれあい・仲間づくり、子育て支援、会食交流会、お話交流会、地域活性化・学習会など、地域住民による自主的な活動に対して、相談支援(立上げ、運営、広報)、情報提供、団体交流の場の提供などを実施します。	社会福祉協議会	
歳末助け合い募金助成事業	歳末たすけあい・地域福祉募金を財源として、新しくささえあい団体や障害当事者団体を立ち上げる場合の立ち上げ助成や団体の事業費への助成を行うとともに、団体づくり、運営などについて相談に応じます。	社会福祉協議会	
「やってみよう!ボランティア」	年間を通してボランティア体験を促進します。	NPO法人 北区市民活動推進機構	
「傾聴ボランティア講座」【再掲】	傾聴に関する人材を育成し、地域での傾聴ボランティア活動を普及します。	NPO法人 北区市民活動推進機構	

② 連携・ネットワークの強化

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
北区安全・安心ネットワーク事業	<p>全ての区民が安心して生活することのできる、安全な地域環境の整備を計画的・総合的に進めるため「北区生活安全推進プラン」に基づき、区民、事業者及び関係機関との連携による安全・安心ネットワークの推進を図ります。</p> <p>また、平成29年10月には、区内の郵便局、信用金庫、警察署と「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結し、子どもや高齢者に対する見守り活動を各機関が連携して実施しています。</p>	危機管理課(・道路公園課・教育指導課・地域振興課・子ども未来課・保育課、高齢福祉課、障害福祉課、生涯学習・学校地域連携課、学校ほか)	
地域のきずなづくり推進プロジェクト	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、高齢者あんしんセンター等、地域活動団体の事業連携及び各団体の持つ人材・情報・技術等の得意分野を活かした協力体制を構築し、団体の活動力及び地域力強化を目的として、各地域振興室単位での地域円卓会議の開催を推進します。</p>	地域振興課	☆
成年後見制度地域ネットワークの活用	<p>成年後見人制度に関する関係機関・団体の地域ネットワークづくりをすすめます。</p>	健康福祉課、社会福祉協議会	
生活困窮者自立支援事業	<p>生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を強化するため、北区くらしとしごと相談センターにおいて、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を行っています。また、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象として、子どもの学習支援事業を行っています。さらに、生活困窮者支援を通じて、既存の社会資源の把握や活用だけでなく、新たな社会資源の創出や区民の理解の促進、地域支援ネットワークの構築などの地域づくりを行います。</p>	生活福祉課	
おたがいさまネットワーク推進事業	<p>高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)が連携して、高齢者虐待、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。</p> <p>また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結します。</p>	高齢福祉課	
認知症サポーターの活動支援	<p>認知症サポーターが地域で活動できるよう、ステップアップのための講座を開催していきます。また、登録制度を設けて、活躍の場を広げます。</p>	高齢福祉課	
こども110番支援事業	<p>「こども110番」等のシンボルマークを活動協力者宅の玄関などに設置し、児童・生徒の登下校時に身の危険を感じる等の事態が生じた場合、シンボルマークを掲げた協力者宅に保護を求め、協力者は警察や保護者、学校などへ連絡をし、児童・生徒の安全を確保します。(現在は東京都北区立小学校PTA連合会と北区教育委員会の共催事業)</p>	生涯学習・学校地域連携課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
子ども安全ボランティア	区立全小学校で実施します。小学生が登下校する時間にあわせてのパトロールや見守り、祭礼のパトロールなどの活動を行います。	生涯学習・学校地域連携課	
児童虐待に関する事業(旧児童虐待防止ネットワーク事業)	要保護対策地域協議会のもと、関係機関との連携体制を整備強化し、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの継続的かつ総合的な支援に取り組めます。	子ども家庭支援センター	
ささえあいフェスタ	高齢者の食事会・脳トレ・健康づくり、子育てサークル・親子活動、障害者の当事者グループなど地域での仲間づくりや孤立予防を目的とした「地域ささえあい活動」を行う団体に活動を発表する場を提供します。団体のネットワークづくりのためのイベントとしてポスター展示、ステージ発表、体験・交流、喫茶・小物販売などを行います。	社会福祉協議会	
おちやのご祭祭	地域福祉のネットワーク推進を目的として、福祉関係、まちづくり、文化、芸術、社会教育、環境、国際交流など、地域の多様な分野・領域の人々が参加し、区民への福祉の理解、多様な人材の福祉活動への参加のきっかけづくりとして毎年6月に滝野川会館で実施しています。	社会福祉協議会	
子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【再掲】	子ども食堂や学習支援、居場所づくりなどの子ども支援活動を行っている団体、個人が連携、協働し、子どもたちを地域のおとなたちが守り、育てる地域づくりに取り組みます。	社会福祉協議会	☆



認知症サポーター



おちやのご祭祭の開催

基本目標3 安心して自立した生活が送れる地域社会づくり

(1) サービスの充実と協働

目指す方向性

高齢者、子育て世帯、子ども、障害のある人など、支援が必要な人たちの一人ひとりの課題に対応するため、地域福祉・保健・地域医療がそれぞれ緊密に連携し、地域で共生しあう体制の整備及び地域との協働を進めます。介護予防、認知症対策、保育所待機対策、子どもの貧困対策、障害者・児支援等、関連分野の各種計画との整合性をとりながら進めていきます。

① 高齢者支援の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができる地域包括ケアシステム実現のため、地域ケア会議を実施します。 区レベルの地域ケア推進会議(おたがいさま地域創生会議)、日常生活圏域での地域ケア推進会議及び高齢者あんしんセンター圏域での地域ケア個別会議を実施します。	高齢福祉課	
生活支援体制整備事業	高齢者あんしんセンターに生活支援等サービス提供体制のコーディネートを担う生活支援コーディネーターを配置しています。また北区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、区全域でのサービス開発やサービス提供主体の発掘支援など地域ネットワークの構築に取り組んでいます。元気高齢者をはじめ、住民主体の活動やNPO・社会福祉法人等の多様な主体によるサービスの構築のために区レベルの協議体として地域ケア会議を兼ねるおたがいさま地域創生会議を開催し、潜在的な人的資源や社会資源を発掘します。	高齢福祉課	
家族介護者リフレッシュ事業	常時、介護を必要とする高齢者等を在宅で介護している介護者を対象に、介護の労をねぎらい、日常の介護から離れ気分転換を図り、自身の心身の健康づくりと介護情報を共有し、交流を深めることにより、精神的、身体的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課	
高齢者緊急生活支援事業	介護保険の認定を受けていない在宅高齢者等で、家庭の事情等により一時的に在宅での生活が困難になった方に対し、施設において短期的に保護し、生活を支援します。	高齢福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	認知症についての正しい知識を深め、認知症の予防や早期治療につなげるため、普及・啓発を推進します。 また、認知症の容態に応じた適切な医療・介護サービス等を受けることができるよう「北区版認知症ケアパス」を適宜更新します。認知症の人やその家族、医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの普及啓発、活用を推進します。	介護医療連携推進担当課	☆
認知症初期集中支援事業	認知症支援コーディネーターを中心とした医療・介護の専門職から成る初期集中支援チームを各地域包括支援センターに配置し、早期に適切な医療・介護等が受けられる初期の支援体制が構築されるよう、認知症の人とその家族を支援します。	介護医療連携推進担当課	☆
認知症カフェの開催	認知症になっても住み慣れた地域の中で安心、安定した生活を送ることができるよう認知症についての理解を広め認知症の人にやさしい地域づくりの場となる認知症カフェを、区全域で定期的で開催します。また、もの忘れ相談や家族の集い等を実施し、早期発見、早期支援及び介護者の負担軽減を目指します。	高齢福祉課	☆
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人への支援を効果的に行うため、地域の医療機関や介護サービス等支援機関の間の連携を図り認知症の人やその家族への相談支援等を行う認知症地域支援推進員を、各地域包括支援センターに配置します。また、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等の連携を推進し、資質の向上を図るための研修を実施します。	介護医療連携推進担当課	
介護予防把握事業	事業対象者（「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」により、生活機能の低下があると判断された者）を的確に把握し、介護予防事業につなげるため、笑顔で長生き調査説明会等において笑顔で長生き調査を実施します。	介護予防・日常生活支援担当課	
介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者数の伸びにあわせて北区独自訪問型・通所型サービスが必要な方に行き渡るよう、受入れ基盤の整備を促進します。また、高齢者を含む区民が生活支援の担い手（北区生活援助員）として社会参加できるように支援するなど、多様な主体の参画を促進します。	介護予防・日常生活支援担当課	
高齢者あんしんセンターサポート医療事業	高齢者あんしんセンターに非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援します。また、増員を含め配置方法の検討を行います。	高齢福祉課、介護医療連携推進担当課	
住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣事業	要介護（要支援）者が行う住宅改修に関して、専門的知識を有する建築士等が、対象者の居宅を施工前・施工後に訪問し、改修に関するアドバイスや施工業者との調整を行います。	介護保険課	
友愛ホームサービス（有償在宅サービス）	住民の協力により、介護保険制度などでは提供されない家事などの支援を有償で提供します。	健康福祉課・社会福祉協議会	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
地域における自立支援事業	介護予防プログラム修了者などを対象に、地域で介護予防の取組を自主的に続けていけるよう、ボランティアなどの協力を得て支援を行います。	高齢福祉課・社会福祉協議会	

② 子ども・子育て支援の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
受験生チャレンジ支援事業	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子どもを支援します。 (※事業の実施は、北区社会福祉協議会に委託して行います。)	健康福祉課	
ひとり親家庭休養ホーム事業	プール・遊園地など日帰り施設の利用料の一部を助成し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。	生活福祉課	
保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子育て施策担当課	☆
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども未来課	☆
放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。 実施校毎に地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	子ども未来課	☆
親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館(子どもセンター)で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課	
ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課	
イクメン講座・イクじいイクばあ講座	育児に積極的に関わろうとする男性(父親)や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げるため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	子ども未来課	
子ども医療費助成	0歳～中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
子どもの未来応援事業(子どもの貧困対策)	家庭の経済状況等から就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまう貧困の世代間連鎖を解消するため、平成29年3月に策定した「北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)」に基づき、子どもの居場所づくりやひとり親家庭への支援その他、実情に即したきめの細かい支援策や、必要な方へ確実に支援が届く体制の整備など、実効性の高い施策を展開していきます。	子ども未来課	☆
児童扶養手当、児童育成手当の支給	18歳に達した年度末までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課	
子育て応援サイトの充実【再掲】	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす”子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約し、発信します。	子ども未来課	☆
子育て支援情報の配信【再掲】	主に未就学児の親を対象として、子育てや子どもを対象にした事業(サービス)の周知を目的として情報の配信を行います。	子ども未来課	
子育てマップ・ガイドブックの作成【再掲】	毎年新しい情報に更新しながら作成し、子育て世代への活用を促進します。	子ども未来課	
子育てネットワークの育成・支援	地域の子育てサークルに対して児童館施設の一部を交流の場として提供し自主的活動を支援するほか、ネットワークを構築するなど子育て支援、環境づくりを推進します。	子ども未来課	
地域育て合い事業の実施	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の子育てを支援します。	子ども未来課・保育課	
産前産後サポート事業	出産前後の女性を対象に、身体のケアと孤立感軽減を図る講座の開催や、産後の休養の場を提供するとともに、育児技術の習得支援を行います。 さらに、ヘルパーの派遣により、日常的な家事支援に加えて、おむつ交換や沐浴の介助などの育児支援を行います。	健康推進課・子ども家庭支援センター	
「はぴママ・きたく」事業	はぴママたまご面接:妊娠届を出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、地区担当保健師等が「はぴママ・たまご面接」を行います。 また、生後6か月までの子どもがいる保護者を対象に、育児不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで「はぴママ・ひよこ面接」を行います。 いずれも面接修了者には育児応援グッズを贈呈します。	健康推進課・子ども家庭支援センター	
子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業	2歳から12歳までの児童の保護者が、入院、出産や出張などで一時的に子育てが困難になったときに、短期間児童を養護施設で預かり、子育てを支援します。	子ども家庭支援センター	
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報の提供や電話相談(窓口は、子ども家庭支援センターのみ)を行います。	子ども家庭支援センター	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
ひとり親世帯応援レクリエーション事業	子どもの体験を広げる機会の提供、親子での思い出作りだけでなく、ひとり親という同じ環境にある親同士の交流を促進することを目的として、ひとり親世帯の小・中学生とその兄弟を対象に、親子で参加するレクリエーション事業を年3～4回実施します。	社会福祉協議会	

③ 障害者支援の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
心の健康づくりの推進	保健師等による相談を実施します。また、心の健康づくり推進のため、精神保健に関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課	
相談支援体制の整備	全ての障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援利用者が適切なサービスを受けるために計画相談支援(障害児相談支援)が利用できるよう連絡会を定期的開催し、相談支援事業者の育成及び連携を支援します。	障害福祉課	☆
障害福祉サービスの充実	障害者の地域における自立生活を支えるため、適切な法定サービスの提供が受けられるよう支援します。	障害福祉課	
地域生活支援事業の実施・充実	障害者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、一人ひとりの障害特性やニーズに応じたサービスを提供するため、地域の実情に応じた柔軟な地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課	
障害児通所支援事業	児童発達支援事業では、子どもの発達状況により自らが持つ力を生きる力につなげる支援を行います。また、放課後等デイサービス事業では、障害児の放課後の居場所づくりを行い、生活能力向上のための訓練等を提供し、自立を促進します。	障害福祉課	☆
就労支援センター北の運営	障害者が安心して働き続けられるよう、就労前の生活支援や訓練の場の提供、就労後の職場定着支援などの支援を行うことで、就労面と生活面の支援を一体的に行います。また、関係機関と連携し、企業の障害者雇用への意欲向上を図ります。	障害福祉課	☆
障害者(児)の医療費助成	自立支援医療費(更生医療、育成医療、精神通院医療)を適切に助成し、障害者の医療費の負担軽減に向けて難病医療費助成制度や心身障害者医療費助成制度の円滑な実施に取り組みます。	障害福祉課	
自立生活支援室の運営	区内居住の障害者に対し、情報提供などの支援により、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 主な事業として、自立生活のための各種相談、各種情報の提供、社会参加の支援、専門機関等の紹介を行います。	障害福祉課	
障害者優先調達方針の推進	区が障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達することで、障害者の経済的な基盤を確立し、自立した生活を図ります。調達実績することが義務づけられており、調達目標を定めて各課が積極的に推進します。	障害福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
ヘルプカードの活用	障害者が困ったときに周囲との相互理解のため、全般的に活用できるヘルプカードを配布します。ヘルプカードを広く地域住民に知ってもらうことにより、障害者への理解を促進します。	障害福祉課	
地域活動支援センターの整備	生活相談、創作的活動、地域交流の場となる地域活動支援センターとして位置付けた地域生活支援室(支援センターきらきら)を、知的障害者、身体障害者の利用拡大を図ります。また、相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。	障害者福祉センター	
心身障害者生きがいづくり事業	(1)各種講座の開催、(2)知的障害者社会参加促進事業、(3)自主グループ支援を通して、障害者のための教養の向上、社会的交流の促進を図ります。	障害者福祉センター	
サポートファイルの活用	発達や成長などに悩みや不安、また障害や疾病などがある子どもが、一貫した切れ目ない支援を受けるために、乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育機関、学校、医療・福祉機関等で受けた支援内容や提供された資料などサポートファイル「さくら」(A4版)に保護者が記録・保管していくことで、家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、より良い支援を受けるためのツールとして活用することを目的としています。平成29年5月より北区のホームページよりダウンロードを開始し、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒に配付しています。	教育支援担当課	
発達障害児への総合支援	子ども発達支援センターさくらんぼ園において、「発達障害児支援のための連絡調整会議」が実施され、発達障害児に対する関係機関の認識が広まり、特性を踏まえた対応を行っています。今後は、未就学児童以上の発達障害児への取り組みについて就学相談との連携強化を図ります。	子ども家庭支援センター	



イクメン講座

(2) サービスの利用を支援する仕組みづくり

目指す方向性

多岐にわたる福祉サービスを必要な人に確実に提供するため、施設等の整備推進、介護予防の拠点づくり、在宅介護医療の連携等、地域における公益活動に必要な環境を確保します。福祉サービス第三者評価を推進するほか、社会福祉法人に対する運営指導を行い、質の向上を図ります。

① サービス拠点の整備と管理運営

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備推進	重度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備・誘導します。また、入院治療は必要ないが医療的な介護が必要な高齢者に、リハビリテーションや看護、介護サービスを提供し、家庭への復帰をめざす老人保健施設の整備を誘導します。	健康福祉課	☆
高齢者あんしんセンターの運営	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17か所(直営1、委託16)の高齢者あんしんセンターにおいて介護予防支援事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施します。	高齢福祉課	
介護予防拠点施設事業	介護予防の普及啓発、地域活動のサポートや交流の場に関する事業(介護予防事業)等を実施します。 滝野川東(滝野川地区)と桐ヶ丘(赤羽地区)を介護予防拠点施設として、介護予防事業を実施します。	高齢福祉課・ 介護予防・日常生活支援担当課・社会福祉協議会	
在宅介護医療連携推進事業	高齢者と家族が安心して在宅療養生活を送れる体制を構築するため、関係機関と協働して、介護と医療の連携における課題の抽出や対応策の検討を行うほか、在宅療養に関する相談窓口の設置、病状の急変時等にスムーズに入院できる病床の確保、多職種連携のための研修の実施など、在宅医療・介護連携推進事業において国が定めた8つの事業項目を中心に、介護と医療の一層の連携推進を図ります。	介護医療連携推進担当課	☆
障害者グループホームの整備	民間事業者等による障害者グループホームの整備を誘導します。	障害福祉課	☆
地域生活支援拠点の整備	障害者の地域生活を支援する機能が備わった「地域生活支援拠点」の検討・整備を行います。	障害福祉課	
自立生活支援室の運営【再掲】	区内居住の障害者に対し、情報提供などの支援により、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。主な事業として、自立生活のための各種相談、各種情報の提供、社会参加の支援、専門機関等の紹介を行います。	障害福祉課	
地域密着型サービスの基盤整備	定期巡回・随時対応型訪問介護を、第7期介護保険事業計画に基づき整備を行います。また、地域密着型サービス施設についても地域のニーズに合わせた基盤整備を行います。	介護保険課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
地域活動支援センターの整備【再掲】	生活相談、創作的活動、地域交流の場となる地域活動支援センターとして位置付けた地域生活支援室（支援センターきらきら）を、知的障害者、身体障害者の利用拡大を図ります。また、相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。	障害者福祉センター	
福祉サービス利用援助事業	判断能力の十分でない高齢者、知的・精神障害者を対象に、福祉サービス利用や金銭管理などの援助を行います。	社会福祉協議会	
成年後見制度利用支援事業	成年後見人制度（認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組み）の利用を促進するために、区民向け講演会などを通して制度の理解、申立て手続き方法の説明などを行うほか、手続きを援助する専門機関の紹介や弁護士等による専門相談を実施しています。また、成年後見制度利用・申立ての説明パンフレットを作成し、窓口相談や関係機関における制度紹介に活用しています。	社会福祉協議会	☆

② 福祉サービス評価の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
福祉サービス第三者評価の推進	利用者本位の福祉サービスを提供するため、高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び児童福祉施設において第三者評価を実施し、サービス選択に役立つ情報の提供とサービスの質の向上を図ります。	健康福祉課・障害福祉課・介護保険課・障害者福祉センター・保育課	
社会福祉法人の認可及び指導検査	北区内の社会福祉法人で、北区内のみで事業活動を行う法人に係る認可及び指導検査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。	健康福祉課	
福祉サービスの指導検査	区内の福祉サービス事業者の業務検査を実施し、福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図ります。	障害福祉課・介護保険課・保育課・高齢福祉課	

(3) 安全で健康的な生活環境の確保

目指す方向性

身体能力や障害のあるなしに関わらず、だれもが安心して権利を侵害されず尊厳を持って暮らせるまちを目指します。専門職の配置等により、制度のはざまにある人、既存のサービスでは対応できない人にも支援が行き渡る取り組みを進めます。また、より実践的な地域防災体制の構築や防犯対策、健康危機管理対策に取り組み、健康で安全な生活の確保に努めます。

① 地域防災活動の促進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
自主防災組織の運営	町会・自治会を母体とした区内 180 の組織が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識のもと、防災資器材の配備や地域ぐるみの訓練等を実施し、災害に対応できる体制を築きます。	防災課	
北区防災時ボランティア本部(仮称)の設置	関係機関との連絡調整を図り、ボランティア受入れ体制等の役割分担を整理します。	防災課・NPO法人 北区市民活動推進機構・社会福祉協議会	
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な高齢者や障害者等に対して、町会・自治会を単位とする自主防災組織や民生・児童委員など、避難支援等関係者が避難支援をすみやかに進められるよう、要支援者対策を推進します。	健康福祉課	
福祉避難所の整備	要配慮者のための避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物資の充実など、被災後の生活支援体制の整備に努めます。	防災課・健康福祉課・障害福祉課・障害者福祉センター	
総合的な防火防災診断への協力	消防署が実施する総合的な防火防災診断に対し、高齢者見守り・緊急通報システムを新規で取付ける家庭を対象に、消防署職員が危険性をチェックする診断ができるよう積極的に協力します。	高齢福祉課	

② バリアフリーの促進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
駅周辺バリアフリー化整備事業	バリアフリー法の制定に伴い、対象者、対象エリア、対象施設の拡充及びソフト施策の充実など、新たな視点を含めた北区バリアフリー基本構想に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組みます。	都市計画課・土木政策課	☆

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
建築物のバリアフリー化の促進及びユニバーサルデザインの推進	「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」などに基づき、建築物のバリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの普及推進に努めています。店舗、病院、共同住宅棟、多数の方が利用する施設について、高齢者や障害者が安全かつ快適に利用できるように建築主に指導を行い、バリアフリー化を推進します。建築確認申請時には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づき、対象建築物に対し、バリアフリー化を義務付けます。また、区が推進するバリアフリー化の促進に係る事業や、東京都のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業を進めることでユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、公共施設のユニバーサルデザインに関する事例の調査・研究を行います。	健康福祉課・建築課	
バリアフリー基本構想の策定	「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー基本構想を策定します。	健康福祉課・都市計画課	
鉄道駅エレベーター等整備事業	鉄道駅のエレベーター、ホームドアの設置費用の一部を補助するなど、公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動の円滑化を図ります。	都市計画課	☆

③ 地域の安全・安心のための見守り・相談活動

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
北区安全・安心ネットワーク事業【再掲】	全ての区民が安心して生活することのできる、安全な地域環境の整備を計画的・総合的に進めるため「北区生活安全推進プラン」に基づき、区民、事業者及び関係機関との連携による安全・安心ネットワークの推進を図ります。 また、平成29年10月には、区内の郵便局、信用金庫、警察署と「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結し、子どもや高齢者に対する見守り活動を各機関が連携して実施しています。	危機管理課（道路公園課・教育指導課・地域振興課・子ども未来課・保育課、高齢福祉課、障害福祉課、生涯学習・学校地域連携課、学校ほか）	
消費生活相談	悪質商法の被害や契約上のトラブル、商品の知識などの消費生活に関する相談を行います。出張講座として消費生活相談員を派遣し、悪質商法の手口などについて解説します。	産業振興課（消費生活センター）	
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な高齢者や障害者等に対して、町会・自治会を単位とする自主防災組織や民生・児童委員など、避難支援等関係者が避難支援をすみやかに行えるよう、要支援者対策を推進します。	健康福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
おたがいさまネットワーク推進事業【再掲】	高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）が連携して、高齢者虐待、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。 また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結します。	高齢福祉課	
こども110番支援事業【再掲】	「こども 110 番」等のシンボルマークを活動協力者宅の玄関などに設置し、児童・生徒の登下校時に身の危険を感じる等の事態が生じた場合、シンボルマークを掲げた協力者宅に保護を求め、協力者は警察や保護者、学校などへ連絡をし、児童・生徒の安全を確保します。（現在は東京都北区立小学校PTA連合会と北区教育委員会の共催事業）	生涯学習・学校地域連携課	
子ども安全ボランティア【再掲】	区立全小学校で実施します。小学生が登下校する時間にあわせてのバトロールや見守り、祭礼のバトロールなどの活動を行います。	生涯学習・学校地域連携課	

④ 支援が必要な人への体制強化と権利擁護の推進

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	主に制度の狭間で苦しんでいる方や既存のサービスだけでは十分な対応ができない方からの相談に応じ、地域や関係機関と連携しながら課題解決に向けた取り組みを行うCSWを配置します。 平成 27 年度から、王子地区として神谷・東十条地区にCSWを配置していますが、平成 30 年度から赤羽地区として桐ヶ丘地区にCSWの配置を実施します。また、王子及び赤羽地区でのCSW配置による地域課題解決に向けた活動実績を踏まえ、滝野川地区へのCSWの配置を検討します。	健康福祉課・社会福祉協議会	☆
権利擁護センター「あんしん北」の運営	進展する高齢化や、認知症高齢者を狙った悪徳商法の横行など、今後さらに必要性が増す成年後見制度等の権利擁護施策を充実するために行う権利擁護センターの事業拡大及び体制整備について、必要な支援を行います。 【総合相談事業】 高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、今後さらに必要性が増す成年後見制度等の権利擁護に関する総合相談体制を充実していきます。 【成年後見制度講演会・研修会の充実】 成年後見制度の活用を促進するために親族後見人や親族後見を考えている区民、福祉関係事業者に対する成年後見申立書作成方法や後見人の実務などの研修会を実施していきます。また、後見人のサポートや養成を行っていきます。	健康福祉課・社会福祉協議会	☆

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
自殺対策関連事業	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、自殺予防の理解を促進するための講演会等による普及啓発と、生きることの包括的な支援を推進する環境づくり(関連機関連携)に取り組めます。	健康推進課	
心の健康づくりの推進【再掲】	保健師等による相談を実施します。また、心の健康づくり推進のため、精神保健に関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課	
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を強化するため、北区くらしとしごと相談センターにおいて、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を行っています。また、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象として、子どもの学習支援事業を行っています。さらに、生活困窮者支援を通じて、既存の社会資源の把握や活用だけでなく、新たな社会資源の創出や区民の理解の促進、地域支援ネットワークの構築などの地域づくりを行います。	生活福祉課	
高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待防止センターにおいて、高齢者虐待に関する相談を受け、高齢者自身または介護者を支援します。臨床心理士による専門相談をはじめ、高齢者虐待防止の啓発活動、関係機関等の総合調整を行い、虐待の防止、早期発見を推進します。	高齢福祉課	
障害者虐待防止センター事業	障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び擁護者等からの相談、通報、届出に対して権利を擁護するための支援を行います。	障害福祉課	
成年後見制度利用支援	判断能力がなくなってきたために成年後見制度を利用する必要がある高齢者や知的・精神障害者で、身寄りがいないなどの理由で申立てができない方に、区長による申立てを行います。また、本人、親族による審判請求や制度・手続き方法の案内など、必要な支援を行います。申立てに要する費用や成年後見人等の報酬を支払うことが困難な方に対して、費用の助成を行います。	高齢福祉課・ 障害福祉課	
高齢者救急医療情報キット等事業	75歳以上の高齢者、65歳以上74歳以下で一人ぐらしの高齢者又は障害のある方(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者)の希望者にかかりつけ病院や服薬、持病などの医療情報を保管できる高齢者救急医療情報キットを配布します。	高齢福祉課・ 障害福祉課	
緊急通報システム	家庭に専用通報機器を設置し、緊急事態に対する不安の解消と精神的な安定を図り、生活の安全を確保します。希望者への安否確認センサの設置により、更なる安心安全の確保に努めます。	高齢福祉課・ 障害福祉課	
障害者差別解消法関連事業	障害者差別に関する相談、情報共有、普及啓発等を行います。平成28年4月法施行により、区は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び障害者への合理的配慮が義務付けられました。これに伴い区職員の対応要綱を定め、日々の業務で活用する職員ハンドブックを配布し、職員研修を実施するとともに、地域住民向けに講演会等を実施し普及啓発を図ります。	障害福祉課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
ヘルプカードの活用【再掲】	障害者が困ったときに周囲との相互理解のため、全都的に活用できるヘルプカードを配布します。ヘルプカードを広く地域住民に知ってもらうことにより、障害者への理解を促進します。	障害福祉課	
市民後見人活動の推進	市民後見人育成のための養成講座の実施を検討するとともに、親族後見人も含めた市民後見活動を推進します。	健康福祉課・社会福祉協議会	☆
成年後見制度地域ネットワークの活用【再掲】	成年後見人制度に関する関係機関・団体の地域ネットワークづくりをすすめます。	健康福祉課、社会福祉協議会	
権利擁護センターの出張説明会【再掲】	成年後見制度など権利擁護に関する知識の普及を図るため、地域に出張し説明会を行います。	社会福祉協議会	
成年後見制度利用支援事業【再掲】	成年後見人制度(認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組み)の利用を促進するために、区民向け講演会などを通して制度の理解、申立て手続き方法の説明などを行うほか、手続きを援助する専門機関の紹介や弁護士等による専門相談を実施しています。また、成年後見制度利用・申立ての説明パンフレットを作成し、窓口相談や関係機関における制度紹介に活用しています。	社会福祉協議会	

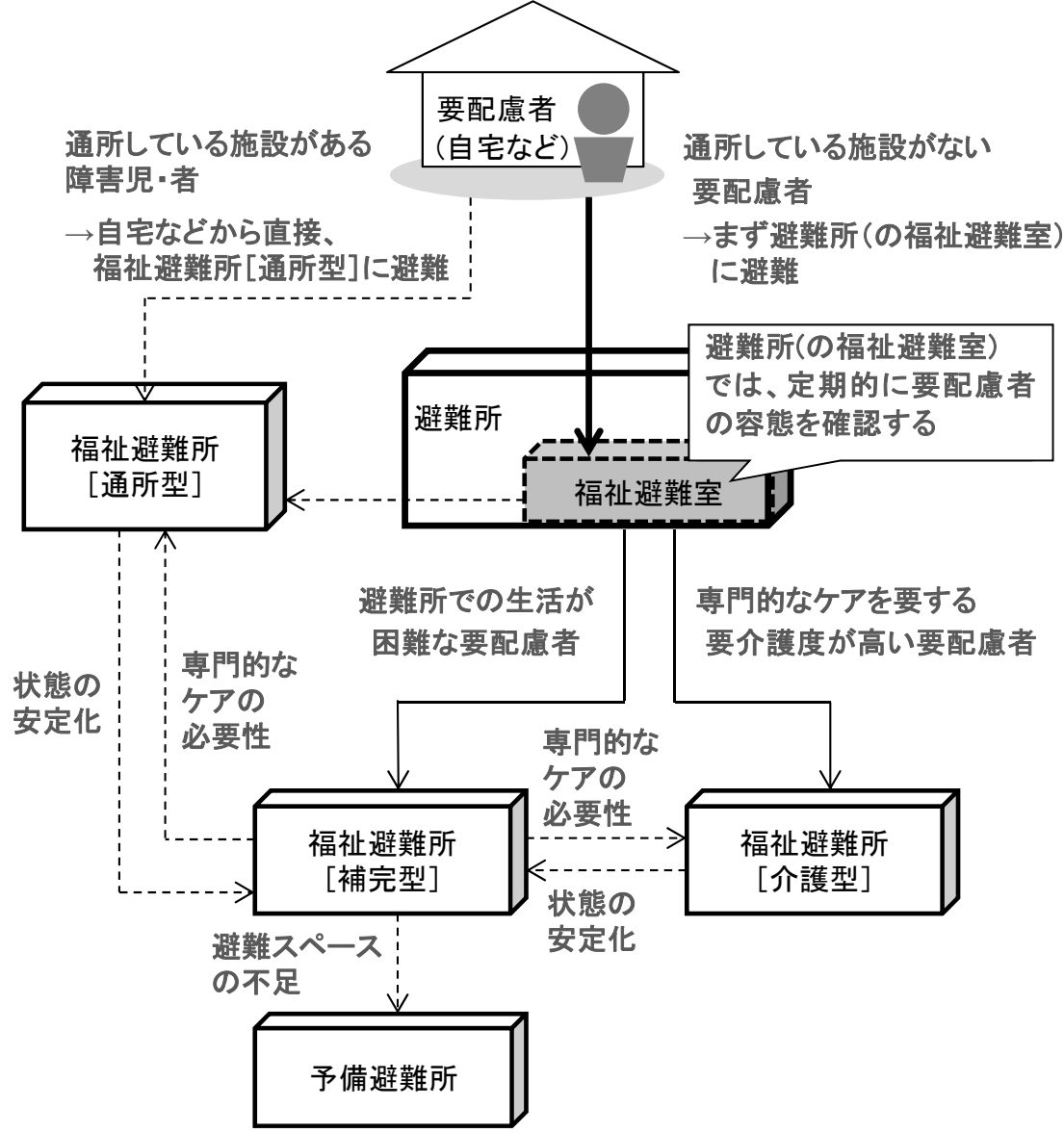
⑤ 健康危機管理

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
感染症対策の充実	感染症の発生予防及びその蔓延防止等を進めるため、機動的かつ実効性のある疫学調査を実施するとともに、感染症の情報の収集、整理、分析及び情報の公開等を行い、区民の健康と安全を推進する施策を進めます。	保健予防課	
新型インフルエンザ等の対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、区においても「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、体制確保に努めています。 また、新型インフルエンザ等感染症による健康被害を最小限に抑え、区民が適切な医療を受けられるよう、「北区感染症地域医療体制協議会」を設置し、関係機関等との連携を図っています。	生活衛生課・保健予防課	
環境衛生の確保	健康で快適な居住環境を確保するため、ねずみ、蚊、ダニ、カビ、その他の衛生害虫、シックハウス対策に取り組めます。また、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館などの監視指導を通して、衛生水準の向上を図るとともに区民の健康と安全を確保する事業を推進します。	生活衛生課	
医療施設・医薬品等の安全性の確保	医療施設、薬局などの監視指導や、医薬品、家庭用品の検査などを実施し、医療施設、医薬品等の安全性の確保に取り組めます。	生活衛生課	

事業名	事業内容説明	担当課等	重点事業
食の安全・安心対策	食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連施設並びに学校、保育園及び社会福祉施設の給食施設の監視指導を実施します。また、消費者、食品関係事業者との情報交換を推進するとともに、国・東京都・他自治体との連携を図り、食の安全・安心の確保に取り組みます。	生活衛生課	

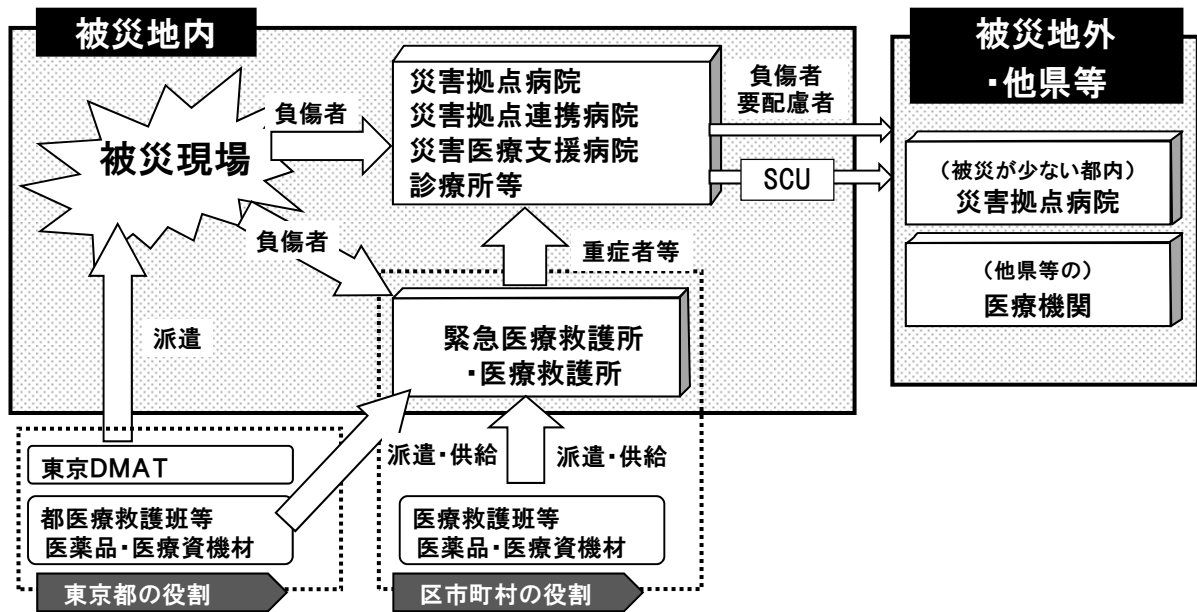
要配慮者の基本的な避難行動のイメージ

要配慮者の基本的な避難行動を、下図のように位置づける。特に、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な障害児・者に関しては、福祉避難所に直接避難できるような体制を整備する。



災害時医療救護の流れ

災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



第5章 計画の推進のために

1 地域保健福祉の担い手と役割

本計画に掲げる目標等の実現を図るためには、区民をはじめ、地域保健福祉に関する活動を行っている地域団体、ボランティア団体、NPO、保健福祉事業を営む事業者等、地域に関わる担い手が、それぞれの役割を持ちながら連携を図り、互いに成果を共有しながら、推進していくことが必要となります。

また、社会福祉協議会には、区民への総合的支援や福祉コミュニティの形成を推進する役割が期待されます。

さらに、区は、本計画の実現に向けた進行管理を行うとともに、個別施策を推進することにより、地域での活動やネットワークづくりへの支援、保健福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくりなどを進めていきます。

それぞれの担い手に期待される役割は次のとおりです。

【区民】

今般、福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手」と「受け手」が固定されるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍することが求められています。日常生活において“気づいたこと”を大切にしながら、小さなことでも自分にできることを具体的に考え、まずは実践することが大切です。地域の行事やボランティア活動等に参加するなど、具体的な行動のための第一歩を踏み出すことが期待されています。

【社会福祉協議会】

営利を目的としない民間福祉の推進拠点として住民相互のささえあい・たすけあいによる「福祉のまちづくり」における中心的な役割を担っていくことが求められています。また、地域共生社会の実現に向けて、地域のあらゆる福祉課題を「丸ごと」、地域の方々と一緒に「我が事」として共有し、課題解決に向けてリードする立場にあり、地域の方々と関係機関とともに、地域づくりを推進します。

【社会福祉法人】

福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉サービスでは十分に対応できず、制度のはざまにある人たちに対する支援の必要性が高まっています。そのようななか、社会福祉法人の持つ柔軟な特性を活かし、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供することが期待されます。

【町会・自治会などの地域団体や、ボランティア団体・NPO法人】

町内会などの地域団体やボランティア団体・NPO法人は、住民で構成される最も身近な組織であり、安心してらせるまちづくりを推進していく原動力となる組織です。団体への加入率を高めるとともに、活動や会合等を通して、地域の課題に対する住民の関心を高めることが重要です。また、見守りなどの活動の実施、地域内の様々な機関と連携によるネットワークの構築を今後さらに推進することや、関心のある区民をボランティアとして受け入れるなど、区民の意識を高める役割も期待されます。

【保健福祉事業を営む事業者等】

保健福祉サービスの提供者として、また、地域の一員として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。地域行事への参加や、施設を開放することによる活動の場の提供など、区民や団体との交流の場を広げることが期待されるとともに、蓄積してきた豊富な経験や資源が地域活動に活用されることも期待されます。

【学校・幼稚園・保育園・児童館等】

学校・幼稚園・保育園・児童館等は区民の身近な地域に設置されている施設であるため、地域と連携しながら学びの機会を広げる取り組みを進めることが期待されます。地域の一員として、地域行事への参加や施設の地域活動への開放促進を図るとともに、児童・生徒と地域との交流の機会をつくりだすことや、地域と連携したボランティア活動に取り組むことが期待されます。

【大学】

区は大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯などの地域課題の解決をすることにより、豊かな地域社会の創造を目指しており、今後も各大学の特性を活かした事業をはじめ、様々な分野において連携を推進していきます。

【区（行政）】

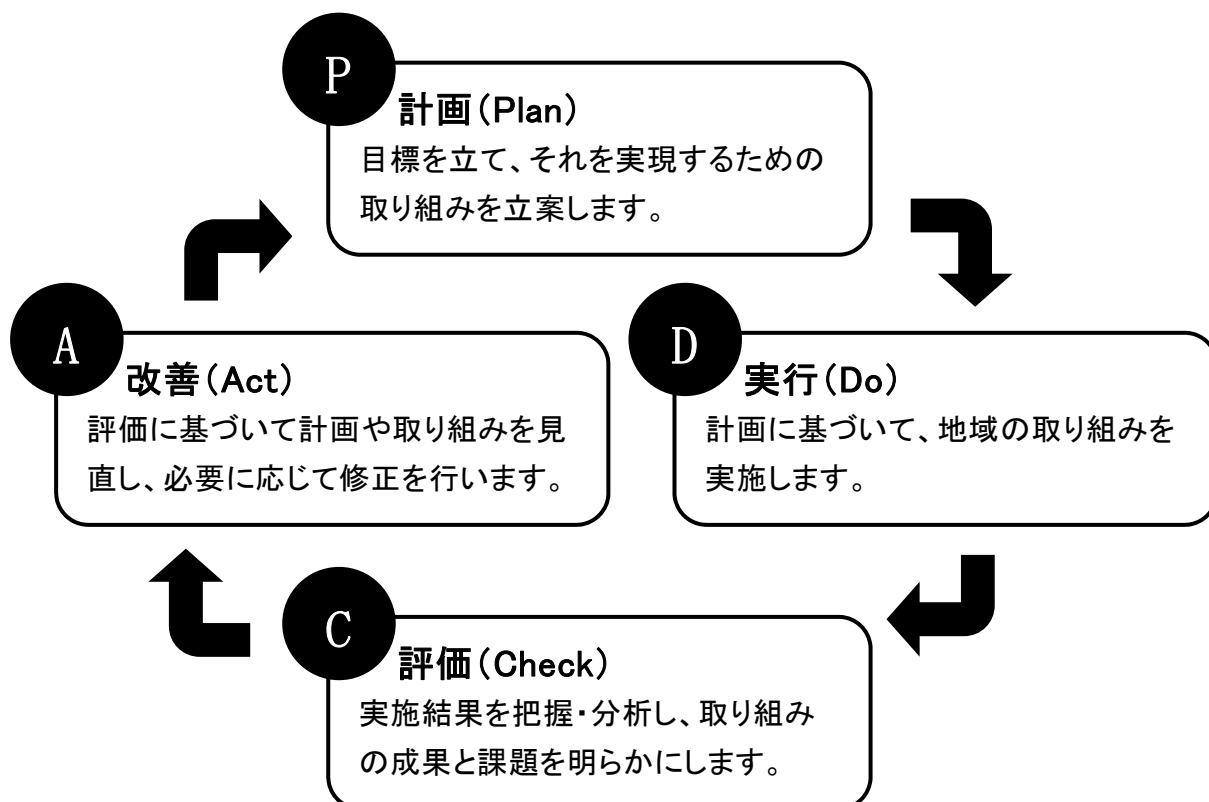
区は、本計画の基本理念、目標、取り組みの方向等を区民に提示し、その共有を図るとともに、計画の実現を総合的に推進する責務があります。地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力していくとともに、地域住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に努めます。さらに、地域住民が地域福祉の担い手として活躍できるよう機会の拡充に努めるとともに、総合的な相談体制や地域福祉の活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを図っていきます。

また、本計画に基づいた地域における保健福祉への取り組みが推進されるよう、必要な事項については、国や東京都へ積極的に働きかけていくとともに、近隣区との情報共有や連携を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の点検・評価にあたっては、PDCAサイクルにより、社会情勢や福祉施策の動向に注視しながら、それぞれの事業を担当する各課とともに事業の実施状況の点検・評価を行います。それらの結果に基づき、計画を着実に推進します。

PDCAサイクルのイメージ



1 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

28北福健第1253号
平成28年5月17日区長決裁

(設置目的)

第1条 区民、区、民間事業者等の北区における保健・福祉に関する総合的な施策の指針となる北区地域保健福祉計画を策定するため、東京都北区地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北区地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表1のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 6 委員は、会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は健康福祉課長をもって充てる。

- 4 幹事長は必要があると認めるときは、幹事会に幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 幹事会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

付 則 (平成28年7月11日区長決裁28北福健第1561号)

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

別表1 (第3条関係)

学識経験者	2名
医師会代表	1名
歯科医師会代表	1名
町会・自治会代表	1名
民生委員・児童委員代表	1名
障害者団体代表	1名
青少年地区委員会代表	1名
区民代表	4名以内
北区社会福祉協議会事務局長	
地域振興部長	
健康福祉部長	
北区保健所長	
教育委員会事務局教育振興部長	
教育委員会事務局子ども未来部長	

別表2 (第7条関係)

政策経営部企画課長
 地域振興部地域振興課長
 健康福祉部健康福祉課長
 健康福祉部健康推進課長
 健康福祉部生活福祉課長
 健康福祉部北部地域保護担当課長
 健康福祉部高齢福祉課長
 健康福祉部介護医療連携推進担当課長
 健康福祉部介護予防・日常生活支援担当課長
 健康福祉部障害福祉課長
 健康福祉部介護保険課長

健康福祉部障害者福祉センター所長
北区保健所生活衛生課長
北区保健所保健予防課長
まちづくり部都市計画課長
まちづくり部住宅課長
教育委員会事務局教育振興部教育政策課長
教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長
教育委員会事務局子ども未来部保育課長
北区社会福祉協議会事務局次長

2 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
有識者	かわむら まさよし 川村 匡由	武蔵野大学名誉教授
	たかの たつあき 高野 龍昭	東洋大学准教授（平成29年5月31日まで）
	やぎ ゆうこ 八木 裕子	東洋大学准教授（平成29年6月1日から）
区内関係 団体代表	うすい わたる 碓井 亘	北区医師会
	あさの まさき 浅野 正樹	東京都滝野川歯科医師会
	さいとう くにひこ 齋藤 邦彦	東京都北区町会自治会連合会
	しげや しんこ 渋谷 伸子	東京都北区民生委員児童委員協議会
	こみや えいじ 小宮 榮次	北区障害者団体連合会
	かとう かずのり 加藤 和宣	東京都北区青少年地区委員会
区民代表	しげや ひでこ 渋谷 秀子	区政モニター経験者
	えんどう はるか 遠藤 陽可	区政モニター経験者
	もり こうじ 森 孝時	区政モニター経験者
社協	いよべ てるお 伊与部 輝雄	北区社会福祉協議会事務局長
行政	あさかわ けんじ 浅川 謙治	地域振興部長
	つづき としみち 都築 寿満	健康福祉部長
	いしはら みちよ 石原 美千代	北区保健所長
	たくさがわ あきお 田草川 昭夫	教育振興部長
	くりはら としあき 栗原 敏明	子ども未来部長
事務局	きくち せいき 菊池 誠樹	健康福祉部健康福祉課長

3 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会検討経過

年月日	内容
平成 28 年 10 月 21 日	第 1 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健福祉計画について ・個別計画の総括 ・スケジュールについて ・ワークショップについて
平成 29 年 1 月 14 日	地域保健福祉計画ワークショップ
平成 29 年 3 月 21 日	第 2 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップのまとめ ・アンケートのまとめ ・施策体系の検討
平成 29 年 6 月 27 日	第 3 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の整理（総括） ・計画中間案の検討
平成 29 年 11 月 2 日	第 4 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
平成 30 年 1 月 30 日	第 5 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見集約 ・計画最終案の検討

4 北区地域保健福祉計画（素案）に関する パブリックコメント実施結果

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 5 日にかけて、北区地域保健福祉計画の素案を公表し、区民の意見（パブリックコメント）を募集しました。

閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・北区ニュース（平成 29 年 12 月 1 日号） ・健康福祉課、区政資料室、高齢者あんしんセンター、地域振興室、区立図書館及び北区ホームページ
パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・意見者数：2 名（メール 1 名、FAX：1 名） ・意見総数：15 件

5 用語集

	名 称	解 説	ページ
あ 行	「愛の手帳」	東京都の療育手帳のこと。知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体で異なる。	
	一億総活躍社会	平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に示されている、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会のこと。	
か 行	介護予防リーダー	地域における介護予防の普及・啓発等を進める有償ボランティア。区が主催する養成講座を受講した後、介護予防事業に応援スタッフとして協力する。	
	かかりつけ医	身近な地域の診療所などで日常的に医療を受けたり、健康に関する相談ができる医師のこと。	
	かかりつけ歯科医	患者のライフサイクルに沿って、継続的に口と歯に関する保健・医療・介護・福祉を提供し、地域に密着した役割を果たすことができる歯科医のこと。	
	かかりつけ薬局	薬の飲み合わせや副作用などの相談をはじめ、一人ひとりの服薬状況を把握したうえで、地域で暮らす住民の日常の健康相談に応じる薬剤師のいる薬局のこと。	
	核家族化	親子孫同居からなる大家族から核家族の割合が増えること。国勢調査によると核家族とは、「夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯」を指す。	
	ケアマネジャー(ケアマネジメント)	要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が適切なサービスを利用できるように、関係機関との連絡や調整、要介護認定の訪問調査、介護サービス計画(ケアプラン)の作成を行うことをケアマネジメントという。またそれを行う専門員をケアマネジャー(介護支援専門員)という。	
	権利擁護センター	高齢者や知的障害者、精神障害者の財産保全や成年後見制度、苦情相談など、権利擁護に関する総合的なサポートを行う施設で、北区では北区社会福祉協議会により権利擁護センター「あんしん北」が運営されている。	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人のこと。制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進める。		

	名 称	解 説	ページ
た 行	災害弱者	災害が発生して身に危険が迫った時に、情報収集や避難行動に対して、自力での行動や対応が困難な人。	
	市民後見人	親族以外の市民による後見人で、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。	
	社会的包摂	ソーシャルインクルージョンともいう。全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。	
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とする非営利の民間組織。各種福祉サービスや相談事業、ボランティア等の支援、さらに地域の特性を踏まえた独自の事業等を行っている。	
	障害者の権利に関する条約	あらゆる障害者(身体障害、知的障害および精神障害等)の、尊厳と権利を保障するための条約。	
	食育	生涯を通じて、一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に関する知識や判断力を身につけるための学習のことを指す。	
	食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。	
	全世代型社会保障	社会保障制度改革プログラム法案の骨子に示されている考え方で、すべての世代を支援の対象とし、すべての世代が、その能力に応じて支え合う社会保障の在り方のこと。	
た 行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	
	地域共生社会	高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会。高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」(医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援)を深化させた、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みのこと。	
	地域セーフティネット	ネットワークの拡大や構築、活動拠点の立ち上げや機能強化、これらの活動に必要な人材育成などに対して支援を行い、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ること。	
	地域総合型スポーツクラブ	子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。	

	名 称	解 説	ページ
	地域デビュー	年齢や、趣味、地域行事といった活動の内容を問わず、地域で行われている活動に初めて参加すること。	
	地産地消	地元で生産されたり収穫した産品を、地元で消費すること。	
な 行	二次医療圏	手術や救急などの一般的な医療を地域で完結することを目指し、入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して、決められる医療の地域圏のこと。東京都では、二次保健医療圏を示す。	
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。サポーターになるためには、養成講座を受ける必要がある。	
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。	
は 行	バリアフリー	障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。	
	貧困線	等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。貧困線に満たない世帯員の割合を、「相対的貧困率」という。平成28年 国民生活基礎調査によると、平成27年の貧困線(熊本県を除く。以下同じ)は122万円、相対的貧困率は15.6%である。	
	福祉避難所	災害等が発生した場合に、一般的な避難所での生活に支障が想定される者(要配慮者等)が必要なケアや支援を受けたり、滞在したりすることが可能なバリアフリー化が図られた避難所のこと。災害救助法に基づき自治体が入所型福祉施設等と事前に協定を結ぶ。	
	フレイル	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。	
や 行	ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別、文化などの違いにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう意図してつくられた施設・製品・情報などのデザインのこと。誰にでも安全で使いやすいように配慮されたエレベーターや車いす利用者が円滑に利用できるトイレ、障害者や外国人でもわかりやすい絵による案内(ピクトグラム)などがある。	

	名 称	解 説	ページ
ら 行	老老介護	高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となる状態で、高齢者の介護を高齢者が行うこと。	
	ロコモティブシンドローム	運動器症候群。骨、関節、筋肉などの運動器の動きが衰えることによって寝たきりになる危険性が高い状態をいう。	
わ 行	「我が事・丸ごと」	地域で起きているさまざまな問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、分野別の相談を縦割りではなく「丸ごと」受け止めようという発想。平成28年7月厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。	

6 ワークショップ結果報告

6-1 実施概要

(1) 目的

北区地域保健福祉計画の見直しにあたり、区内の地域福祉の現状や課題、区民の意見等を把握し、検討の基礎資料とすること、また区民同士の交流の場とするとともに、地域福祉の担い手として、今後どのようなことができるか考えていただく機会として実施しました。

(2) 開催日時

平成 29 年 1 月 14 日（土） 14：00～17：00

(3) 開催場所

赤羽文化センター（第 1 視聴覚室）

(4) 参加者

広報紙「北区ニュース」及び区ウェブサイトで公募し、応募のあった区民等 25 名

(5) 当日の流れ

ワークショップの開会にあたり、北区の現状や今後の課題などを武蔵野大学 川村匡由名誉教授よりご講演いただきました。

ワールド・カフェでは、参加者を A～E の 5 つの班に分け、北区社会福祉協議会の職員がファシリテーターとして各班に入り、意見を整理するとともに、活発な意見交換が行えるようサポートしました。ワールド・カフェ終了後には、各班で出された意見やアイデアをまとめた模造紙をもとに、発表していただきました。

発表時に使用した模造紙は会場に掲示し、各班で出た意見を振り返っていただくとともに、共感する意見や、興味を持った意見にシールを貼っていただき、参加者同士の交流の時間となりました。

内 容	時 間	分
講演：武蔵野大学 川村匡由名誉教授	14：10～14：30	20
ワールド・カフェ ※全3回実施	14：35～15：00	25
	15：00～15：25	25
	15：25～15：55	30
発表 ※3分×5班	16：00～16：20	20
講評：武蔵野大学 川村匡由名誉教授	16：20～16：25	5
アンケート	16：25～16：30	5
交流タイム	16：30～17：00	30

(6) 実施手法

ワークショップは、参加者が気軽に発言ができるように、ワールド・カフェ方式で行いました。

ワールド・カフェ方式とは、“カフェ”にいるような雰囲気、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、時間を区切って他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていく方法です。

6-2 実施内容

(1) 講演：武蔵野大学 川村匡由名誉教授



北区の人口や世帯数、子育て支援で行っている事業や実際にあった相談内容の紹介、北区の10～30年後を見据えてこれから求められることについてご講演いただきました。

北区地域保健福祉計画の見直しにあたっては、小地域福祉活動や、区・社協・施設・町会自治会などとの連携、区民の参画がポイントであり、短期・中期・長期の視点で考えていくことが重要であるとお話頂きました。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）のモデル地区となっている東十条・神谷地区での事例についても紹介がありました。

(2) ワールド・カフェ

北区地域保健福祉計画（平成 19 年度～平成 28 年度）の基本理念である「健やかに安心してくらせるまちづくり」をテーマに、身近なところで感じていることや状況などを、自由に意見交換していただきました。

①班の構成

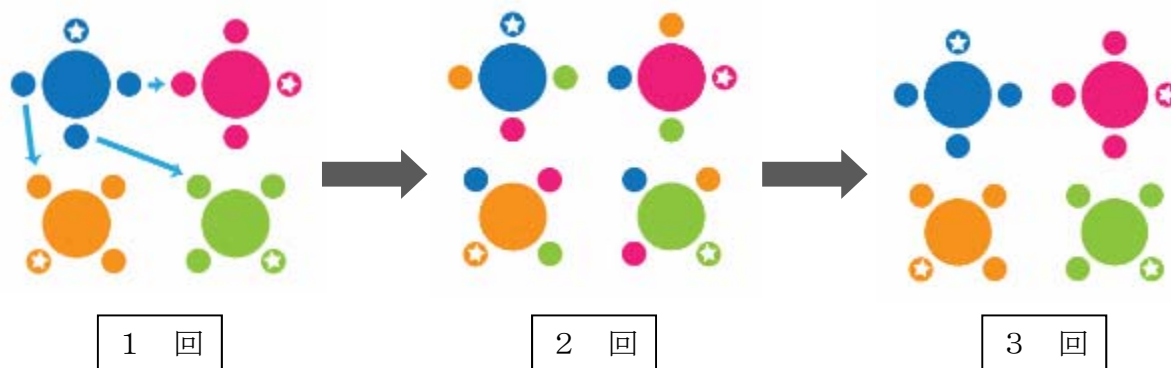
A～E 班の 5 班、各班 5 名（進行役含む）で構成し意見交換を行いました。また、以下の通り各班を色分けしました。

A 班：ホワイト、B 班：ピンク、C 班：ブルー、D 班：グリーン、E 班：イエロー

②進行方法

意見交換は、様々なアイデアや意見を共有し、新しい気づきがうまれるようにするため、途中席を移動し全 3 回に分けて行いました。

1 回目から 2 回目に移る際の席の移動については、★マークの方は残り、その他の方が別の班に移動します。3 回目は 1 回目の班に戻り、意見交換の内容をまとめました。



③各回の主な意見交換内容

【1 回目（25 分間）】

「健康・いきがい」、「地域貢献・ボランティア」、「交流・つながり」、「安心・安全」、「子育て支援」のキーワードをもとに、身近なところで起きていることや、気になっていることなど、地域での現状について意見交換を行いました。



【2 回目（25 分間）】

1 回目に出された地域の現状を踏まえ、どのような課題や改善すべきことがあるのか意見交換を行いました。



【3回目 (30分間)】

1回目で出された地域の現状と、2回目で出された地域の課題を踏まえ、どのようなまちにしていきたいか意見交換を行うとともに、班で出された意見を模造紙にまとめました。



【参考 (写真)】



(3) 発表 ※3分×5班

A班（ホワイト）

- ・ いろいろな地域で課題があるが、把握しにくい。隣組のように近所で把握できる仕組みがあるとよい。
- ・ 地域に貢献したいと考えている人材を把握する。情報ルートをどうにかしたい。
- ・ 社協が認識されていないので、知らせる活動が必要。
- ・ 行政は課ごとの壁があるので、これを取り払う。そのためには区民の力が必要。
- ・ 区民はコミュニティ間のつながりが弱い。誰でも気軽に集まれる、喫茶店のような場所や、空き家を活用した活動拠点があるとよい。
- ・ 子育て面で、一人悩んでいる人がいるため、多世代交流の場があるとよい。
- ・ 社会的な孤立を防ぐため、家にこもる人を外に出すための場づくりが必要。



B班（ピンク）

- ・ （悪い面）高齢者のひとり暮らしや認知症の問題。地域によって買い物難民が出てしまう。虐待に関しては、問題がないと動かない。世代間の垣根がある。いろいろな世代がそれぞれ集まって活動しているが、相互に交流がなく、つながっていない。
- ・ （良い面）町会でシニア向けのサロンが始まった。隣近所の付き合いがあるので、見守りをしてきている。児童館で友達ができるなど、子育て面でのつながりがある。
- ・ 移動販売ができるとよい。実際に商店と話をし、実施している自治会がある。
- ・ 交流がないという点では、キーワードは共存。地域で交流できる機会、声掛けができるといい。お互いに気を遣いすぎている部分もあるのではないかな。
- ・ 高齢者の見守り等、何かあったときに、責任をどうとるか、どう取り組めばよいのかが課題だが、その点に関しては明確な答えはでなかった。



C班（ブルー）

- ・ 子どもができてはどうやって育てればいいのかわからない親が多い。高齢者対策も大事だが、これからを担う若い世代の支援が必要。
- ・ 情報弱者の問題。北区ニュースに載っている、区民が楽に暮らせる制度・情報をいかに知ることができるか、工夫する必要がある。
- ・ 若い世代は自分たちの生活に精一杯で、高齢者の援護は難しい。
- ・ 多世代の集まれる場所がほしいと皆が思っているが、その場所づくりはボランティアにはできないので、その土台は行政が作ってくれることを期待したい。現在も集まれる場所はあるが、対象が限られている。これを誰でも気軽に集まれる場所にしてほしい。



D班（グリーン）

- ・ 赤羽は住みやすいが家賃が高い
- ・ 他区に比べて病児保育が充実していない。子育て支援にも力を入れてほしい。
- ・ 坂が多くて買い物が大変なので、エレベーターやエスカレーターが必要。高齢者、障がい者、ベビーカーを押したお母さんにとってもよいことであり、ユニバーサルデザインや、ノーマライゼーションの考え方にもつながる。
- ・ 民生委員から見て、20年前の北区と状況が違う。福祉やサービスは充実したが、問題は多様化している。関わっている側も高齢化しており、複雑な問題に対応しながら世代を超えてつながろうとする場合、誰がまとめて行けばよいかという問題がある。
- ・ 世代を超えて気軽に集まれる場（サロン、カフェなど）があるとよい。男性が参加しやすい場も考えていく必要がある。
- ・ 大学が赤羽に来るので、出張授業などを通じて多世代の交流の機会を持てるとよい。
- ・ ボランティアは潜在的にいるが、どこにどうつながればいいかわからないでいるので、情報を整理するところがあるとよい。
- ・ 地域にいる人のスキルを活かし、イベント等を行ってはどうか。
- ・ オートロックのマンションなどには、「関わってほしくない」という人もいる。個人情報やプライバシーの問題もあり、垣根を越えて支えあうという、お互い様の関係を作る難しさに頭を悩ませている。



E班（イエロー）

- ・ 高齢者の買い物する場所がなく、西が丘、桐ヶ丘などはコンビニ程度しかない。坂も多く、足に不安のある高齢者は、買い物に行きにくい。
- ・ 配食サービス利用者が多いが、味が均一的で飽きてしまう。
- ・ 高齢者の活動の場が整備されていない。
- ・ 高齢化率が高い地域のため、老々介護の問題がある。
- ・ 足の問題では、ちょっとしたサポート（見守り・付き添い）があれば通院できるが、環境が整わないため、往診を頼まざるを得ず、費用が掛かる。
- ・ 孤食の問題が大きい。北区のふれあい食事会、住民主権の食事会等あるが、キャパや、情報弱者の問題がある。
- ・ 自治会の高齢化。若い世代は少なく、また子育てで精一杯で地域活動に参加しにくい。
- ・ 外国人が多く（中国人や韓国人）、相談窓口も含め言葉の壁があり制度につながりにくい。
- ・ 都営住宅に高齢者が多いのが課題。
- ・ 学生が地域活動に参加することを条件に、都営住宅に学生が安く入れるような枠を作ってはどうか。高齢者の足の問題、付き添い問題の解消につながるのではないか。
- ・ 福祉教育の必要性。退職後の男性は地域デビューがなかなかできない。特に男性が地域になじめるような教育を考える。多世代交流ができる教育を、子どもの頃からできるまちづくりができるとよい。



- ・ 外国人と行政・相談窓口をつなぐ手段や仕組みづくりにより、外国人の活力を生かす。
- ・ 介護保険の認定率が全国平均から見てそれほど高くないので、元気で自分のことは自分でやりたい高齢者が多い。高齢者が活躍できる居場所づくり、能力を生かせるような仕組みづくりをしていく。

(4) 交流タイム

模造紙にまとめた結果を会場に掲示し、参加者が自由に見られるようにしました。また、新しい気づきや、気になった意見やアイデアにシールを貼っていただき、参加者全員でワークショップの振り返りを行いました。



シールが付いた意見一覧

※意見の最初のアルファベットは班、意見の終わりの丸数字はシールの数です。

【現状・課題】

世代や立場に関係なく交流を図るという意味で出された「かきまぜる」が、参加者の多くから共感を得ました。また、地域に関わる人の責任や、誰もが気がねなくいられる居場所づくりについても、複数のシールが付きました。

- A/C かきまぜる④
- B 責任という課題③
- A 居場所づくり（大きな受け皿）②
- C（バックボーン）、土台、区、保障①
- A 知らせる活動①
- A ノウハウを伝えたくても声がかからない①
- A 病児保育が知られていない。①
- A 社会的孤立①

【こんなまちにしたい】

平成 29 年 4 月に東洋大学赤羽台キャンパスが開校予定であることから、大学・大学生などと協力してまちに若い人が来やすいまちづくりを行いたいという意味で出された「大学が来るのでコラボして「まち」に若い人が来れる」が、参加者から多くの共感を得ました。その他、高齢者の買い物支援の一環として出された「移動販売があるといい」や、多世代の交流を図る「世代制度をかきまぜてみる」、男性は地域に出る機会が少ないという実態から「男性が生き生きする場」、外国人が増えてきていることから「外国人のコミュニティをサポート」についても、複数のシールが付きましました。

- D 大学が来るのでコラボして「まち」に若い人が来れる⑦
- B 移動販売があるといい。⑥
- C 世代制度をかきまぜてみる。⑤
- E 男性が生き生きする場④
- E 外国人のコミュニティをサポート②
- C 健康でイキイキ暮らせる地域①
- E 高齢者に活躍してもらおう。①
- A 本当に困ったときに声をあげられる地域づくり。①
- B 高齢・子ども・障がい者問わず、誰でもが集まれる場所をつくる。①
- B お勤めしていても地域で交流出来るように①
- B 未来のシニアも交流しよう。①
- C みんな（高齢者、子ども、親）が一緒にいられる場所。①
- E 受け身から受け入れる側へ①
- C 認知症になっても暮らせる地域①
- C 地域内で支えられる活動をするための土台・保障（根幹）・仕組みがある。①
- E 都営住宅を若い人に貸す。①
- E 違う畑の人を探す①

(5) 講評：武蔵野大学 川村匡由名誉教授

やはり、人・もの・かね、特に居場所づくりが大事です。そのためには、行政・社協・区民がいかに知恵を絞るかが大切になってきます。民間レベルで、町会・自治会の事務所や集会所、あるいは空き店舗などの利用を商店街と交渉する代わりに、買い物客が増えるような方向にもっていくようなことも考えられます。北区内みんなで競争をし、他の地区の活動をヒントにいろいろ考えていくとよいのではないのでしょうか。全国的に見ても、行政がなかなか手の届かないところにも、民間レベルで活動している例がみられます。

地域保健福祉計画の平成 29 年からの 10 年間の中で、今日の成果としての皆さんの思いをなるべく計画に落としていきたいと思います。今後様々な事を相談し、地域の関係者の方々と協力して、話し合いの場を継続し、何年か後に具体的に、区内のどこでがんばってやっている、となるような計画の策定に活かしたいと思います。

7 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(平成 30 年 4 月 1 日施行の社会福祉法)

北区地域保健福祉計画（平成 29 年度～平成 38 年度）最終案
平成 30（2018）年 3 月発行予定

発行 北区 健康福祉部 健康福祉課

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号

電話 03-3908-9082 FAX 03-3908-6666

刊行物登録番号
〇〇-〇-〇〇〇